

## 会 議 録 目 次

平成27年第1回海田町議会定例会（第1日目）

平成27年3月3日（火）午前9時00分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
日 程 第 3	諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（1）議会報告	
	（2）行政報告	
	（3）報告第1号 損害賠償額の決定について	
日 程 第 4	第1号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について・・・・・・・・	10
日 程 第 5	第2号議案 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について・・・・・・・・	18
日 程 第 6	同意第1号 教育長の任命の同意について・・・・・・・・	19
日 程 第 7	第3号議案 町道の路線の認定について・・・・・・・・	20
日 程 第 8	第4号議案 権利の放棄について・・・・・・・・	27
日 程 第 9	第5号議案 海田町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	34
日 程 第 10	第6号議案 海田町心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定について・・・・・・・・	37
日 程 第 11	第7号議案 海田町児童福祉年金条例を廃止する条例の制定について・・・・・・・・	40
日 程 第 12	第8号議案 海田町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について・・・・・・・・	42
日 程 第 13	第9号議案 海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について・・・・・・・・	45
日 程 第 14	第10号議案 海田町における地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について・・・・	49
日 程 第 15	第11号議案 海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	53

日 程 第 1 6	第 12 号議案	広島県収入証紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について……………	56
日 程 第 1 7	第 13 号議案	平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 5 号）……………	57
日 程 第 1 8	第 14 号議案	平成 26 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	76
日 程 第 1 9	第 15 号議案	平成 26 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	86
日 程 第 2 0	第 16 号議案	平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）……………	88
日 程 第 2 1	第 17 号議案	平成 26 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）……………	91
日 程 第 2 2	施 政 方 針	……………	92
	(延 会)	……………	105

平成27年第1回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成27年3月3日(火)  
2. 招集の場所 海田町議会議事堂  
3. 開会(開議) 3月3日(火)9時00分宣告(第1日)

4. 応招議員(16名)

1番	大高下 光 信	2番	大 江 康 子
3番	兼 山 益 大	4番	下 岡 憲 国
5番	住 吉 秀 公	6番	宗 像 啓 之
7番	桑 原 公 治	8番	岡 田 良 訓
9番	西 田 祐 三	10番	多 田 雄 一
11番	宮 坂 二 郎	12番	西 山 勝 子
13番	崎 本 広 美	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(16名)

1番	大高下 光 信	2番	大 江 康 子
3番	兼 山 益 大	4番	下 岡 憲 国
5番	住 吉 秀 公	6番	宗 像 啓 之
7番	桑 原 公 治	8番	岡 田 良 訓
9番	西 田 祐 三	10番	多 田 雄 一
11番	宮 坂 二 郎	12番	西 山 勝 子
13番	崎 本 広 美	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 山岡寛次  
副町長 三宅信行  
総務部長 窪地満  
福祉保健部長 臼井真  
建設部長 久保田誠司  
福祉保健部次長 湯木淳子  
企画課長 門前誠司  
財政課長 鶴岡靖三  
総務課長 脇本健二郎  
税務課長 中下義博  
生活安全課長 丹羽勤  
住民課長 尾木茂  
社会福祉課長 中川修治  
こども課長 森川雅枝  
保健センター所長 森原知美  
都市整備課長 近森茂  
建設課長 木村生栄  
上下水道課長 龍岩広幸  
会計管理者 加藤一生  
教育委員長 瀧川昌俊  
教育長 中村弘市  
教育次長 細川真示  
学校教育課長 石川直之  
生涯学習課長 花本則之  
収税対策室長 松井良哲  
町民サービス室長 松浦邦彦

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 伊 藤 仁 士  
主 幹 宮 垣 将 司  
主 任 主 事 戸 成 正 考

10. 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告  
    (1) 議会報告  
    (2) 行政報告  
    (3) 報告第1号 損害賠償額の決定について  
日程第4 第1号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について  
日程第5 第2号議案 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について  
日程第6 同意第1号 教育長の任命の同意について  
日程第7 第3号議案 町道の路線の認定について  
日程第8 第4号議案 権利の放棄について  
日程第9 第5号議案 海田町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第10 第6号議案 海田町心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定について  
日程第11 第7号議案 海田町児童福祉年金条例を廃止する条例の制定について  
日程第12 第8号議案 海田町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について  
日程第13 第9号議案 海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について  
日程第14 第10号議案 海田町における地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について  
日程第15 第11号議案 海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第16 第12号議案 広島県収入証紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止

する条例の制定について

- 日程第 17 第 13 号議案 平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 5 号）  
日程第 18 第 14 号議案 平成 26 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）  
日程第 19 第 15 号議案 平成 26 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）  
日程第 20 第 16 号議案 平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）  
日程第 21 第 17 号議案 平成 26 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第 22 施 政 方 針  
日程第 23 一 般 質 問  
日程第 24 第 18 号議案 海田町保育所条例の一部を改正する条例の改正について  
日程第 25 第 19 号議案 海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 26 第 20 号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 27 第 21 号議案 平成27年度海田町一般会計予算  
日程第 28 第 22 号議案 平成27年度海田町公共下水道事業特別会計予算  
日程第 29 第 23 号議案 平成27年度海田町国民健康保険特別会計予算  
日程第 30 第 24 号議案 平成27年度海田町介護保険特別会計予算  
日程第 31 第 25 号議案 平成27年度海田町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第 32 第 26 号議案 平成27年度海田町水道事業会計予算  
日程第 33 発議第 1 号 政党助成金の廃止を求める意見書案  
日程第 34 発議第 2 号 海田公民館整備基本構想特別委員会設置に関する決議案

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、平成 27 年第 1 回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は報道のため、カメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 34 に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、議長より 15 番、佐中議員、1 番、大高下議員を指名いたします。



適正に処理されているとの報告を受け、全会一致で認定されました。次に、補正予算として、平成 26 年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算及び平成 26 年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算につきましては、平成 25 年度の決算剰余金の確定に伴うもので、いずれも全会一致で、原案のとおり可決されました。次に、平成 27 年 2 月 24 日に開催されました平成 27 年第 1 回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についてご報告いたします。第 1 回定例会におきましては、条例案件 2 件、予算案件 2 件、その他案件 1 件が提出されました。まず、条例案件として、職員の給与に関する条例の一部改正及び定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正について提出され、いずれも全会一致で可決されました。次に、平成 27 年度における組合経費の関係市町の負担金の負担方法について審議され、本町の負担金は安芸地区衛生施設管理組合一般会計 4,117 万 5,019 円、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計 2 億 9,646 万 7,017 円と決定されました。続いて、予算案件として、平成 27 年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算及び平成 27 年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、いずれも全会一致で、原案のとおり可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上で、平成 26 年第 2 回及び平成 27 年第 1 回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。次に、2 月 2 日に平成 27 年第 1 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員であります佐中議員から、議会の概略について報告を求めることにいたします。佐中議員。

- 15 番（佐中） それでは、広島県後期高齢者医療広域連合議会報告をいたします。平成 27 年 2 月 2 日に、平成 27 年第 1 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から、議会の概要について報告をいたします。後期高齢者医療広域連合議会定例会におきましては、人事案件 1 件、条例案件 5 件及び予算案件 4 件が提案をされました。まず人事案件として、議案第 1 号、任期満了に伴う監査委員の選任については、加賀美和正氏が全会一致で選任をされました。次に条例案件は第 1 点目として、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、議案第 2 号広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正が全会一致で可決をされました。また、第 2 点目として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部施行に伴い、議案第 3 号、広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正が賛成多数で可決されました。次に、第 3 点目として、行政手続における特定

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報保護評価に関する規則に規定をされている意見聴取について、議案第4号、広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正が全会一致で可決されました。また第4点目として、後期高齢者医療制度臨時特例基金を平成27年も活用できるよう、条例の失効時期を延長することについて、議案第5号広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正が全会一致で可決をされました。次に第5点目として、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、議案第6号広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が全会一致で可決をされました。次に、予算案件として、議案第7号、平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）が全会一致で可決をされ、議案第8号、平成26年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については賛成多数で可決をされました。また、議案第9号平成27年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、歳入歳出それぞれ11億29万円とし、全会一致で可決をされました。議案第10号、平成27年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計については、歳入歳出それぞれ4,009億9,752万6,000円とし、賛成多数で可決をされました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上で、平成27年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

- 議長（久留島）次に、2月13日に平成27年第1回広島県市町総合事務組合議会定例会が開催されましたので、組合議会議員であります私から、議会の概略についてご報告をいたします。それでは、平成27年2月13日に開催されました平成27年第1回広島県市町総合事務組合議会定例会についてご報告いたします。第1回定例会におきましては、監査委員の選任同意1件、条例改正2件、補正予算1件、当初予算1件が提出されました。まず、監査委員の選任同意については、識見を有する者のうちから選任する監査委員に三村裕史熊野町長が選任されました。続いて、条例改正として、広島県市町総合事務組合負担金条例の一部を改正する条例及び広島県市町総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例が提出され、いずれも全会一致で可決されました。次に、補正予算として、平成26年度広島県市町総合事務組合一般会計補正予算（第1号）が提出されました。これは、歳入歳出それぞれ3億9,327万2,000円を追加し、予算総額をそれぞれ70億7,302万9,000円とするもので、全会一致で可決されました。続いて、当

初予算として、平成 27 年度広島県市町総合事務組合一般会計予算が提出されました。これは、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 67 億 1,433 万 4,000 円と定めるもので、全会一致で可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上で平成 27 年第 1 回広島県市町総合事務組合議会定例会についての報告を終わります。続いて、2 月 19 日開催の広島県町議会議長会、平成 26 年度自治功労者等表彰式におきまして、町議会議員として、25 年以上在職の前田議員が広島県町議会議長会の自治功労表彰を受けられ、また、町議会議長として、5 年以上在職の私が同表彰を受けましたので報告いたします。また、本町の議会だよりが広島県町議会議長会の広報コンクールにおいて最優秀賞を受賞しましたので、併せてご報告いたします。なお、12 月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せてご参照ください。委員会関係資料は議会事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。以上で、議会報告を終わります。続きまして、行政報告について、町長より申し出がございますのでこれを許します。町長。

○町長（山岡）皆さんおはようございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、12 月の定例議会後の行政執行の状況について報告をいたします。まず、広島市東部地区連続立体交差事業につきましては昨年 12 月の副知事との会談において、連続立体交差による現計画で期待される効果が得られる見通し案を検討することについて、了承いたしましたところがございます。次に、平成 26 年 4 月から消費税増税に伴う臨時福祉給付金につきましては、3,209 人の方に、また子育て世帯臨時特例給付金につきましては、2,237 人の方に支給をいたしました。続きまして、消防出初式についてでございますが、1 月 11 日、海田小学校グラウンドにおいて、海田町消防団、広島市安芸消防署、陸上自衛隊第 13 音楽隊、少年消防クラブの協力のもと、天候にも恵まれ、参加者、観覧者あわせ延べ約 1,000 人の参加を得て消防出初式を行いました。当日は、海田鼓童子による和太鼓の演奏に続き、消防団による分列行進、小型動力ポンプ操法、広島市消防局はしご乗り同好会による演技、少年消防クラブによる初期消火訓練、安芸消防署との合同での災害救助訓練などにより、防火防災意識の向上を図ることができました。また、同日、海田公民館において、平成 27 年成人祭を開催いたしました。新成人 314 名の対象者のうち 209 名、約 67 パーセントの参加がありました。第 1 部の式典では、厳粛な雰囲気の中で、新成人の代表から、これからも仲間と共に支えあって海田町を盛り上げていくという頼もしい誓いの言葉が述べられました。来賓や来場された方々より温かい祝福を受

けました。第2部の新成人による実行委員会が企画・運営する記念パーティーでは、本年は愛をテーマに、はぐくんでくれた海田町への思いとともに、ともに育った仲間との絆を深め、終始和やかな雰囲気の中で、思い出に残る成人祭となりました。次に、福山市の小学校で1月21日に発生した天井からのコンクリート片の落下事故を受け、町内の小・中学校を1月末に、また、その他の公共施設を2月に、目視による緊急点検を実施をいたしました。今後、点検結果をもとに必要な措置を講じてまいります。以上、簡単でございますが、行政執行状況の主なものについてご報告をいたしました。今議会には報告1件、同意1件、道路認定1件、権利の放棄1件、条例制定4件、条例改正5件、条例廃止4件、補正予算5件、当初予算6件を提出しております。どうぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（久留島）続きまして、報告第1号、損害賠償額の決定について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第1号、損害賠償額の決定について。海田町稲荷町地内で発生した交通事故の解決を図るため、その損害賠償額の決定について地方自治法第180条の規定により専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、報告第1号、損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定によりご報告させていただきます。議案書の1ページをお開きください。債権者は議案書に記載の方で、損害賠償額は7万5,600円でございます。専決処分年月日は、平成27年2月13日でございます。事故の概要について説明いたします。平成26年12月4日午前9時20分頃、環境センター所有のトラックが、環境美化作業のため、稲荷町2番地内の坂道を登っている際に、対向車があったため、トラックを道路の端に寄せ再発進したところ車両がスリップ後退し債権者所有の墓所のフェンスに接触し破損したものでございます。過失割合につきましては当方10割と定め、専決処分させていただきます示談を締結したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認

案件ではございませんので、報告第1号についてはこれをもって終結いたします。これにて諸般の報告の全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 日程第4、第1号議案、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 第1号議案、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による新教育委員会制度への移行に伴い、教育長の給与の額と所要の改正等を行うため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（久留島） 総務課長。

○総務課長（脇本） それでは第1号議案、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてご説明いたします。議案書2ページ、資料は資料1の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表と資料2の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例の概要でございます。改正内容は、資料2の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例の概要でご説明させていただきます。今回の条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による新教育委員会制度の移行に伴い、教育長の身分等が変わったため、給与の額等、今回関係する一部の条例について所要の改正等を行うものでございます。なお、説明の中で、現行の制度における教育長を旧教育長と、新制度における教育長を新教育長と呼ばさせていただきますので、ご了承ください。まず、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございますが、新教育長が特別職となることから、町長、副町長と同じ条例中に新教育長の給料を規定するもので、給料の額については現行と同様に、63万5,000円とするものでございます。次に、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、法改正におきまして、教育委員長の職が削られることから、同条例に定める報酬の額を削除するものでございます。併せて、就学指導委員会委員が教育指導委員会委員と、名称の変更を行うものでございます。次に、海田町職員の定数条例の一部改正

でございますが、旧教育長は一般職であるが、定数条例の定数には入らない旨の除外規定がございましたが、新教育長が特別職となることに伴い、除外部分を削除するものでございます。続きまして、海田町事務分掌条例の一部改正でございますが、新教育委員会制度の移行に伴い、新たに地方公共団体の長に設置策定が求められる、総合教育会議大綱の所管を企画部に定めるものでございます。最後に、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の廃止でございますが、新教育長の給与については、この一部改正条例の中で勤務条件等については、次の、第2号議案の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定の中で、それぞれ規定することから、今回廃止するものでございます。施行期日は平成27年4月1日でございます。以上で、説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中） 昨年の6月に、地方教育行政法で国会で成立した訳でございます。これの発端はですね、今の滋賀県の大津市、ここでいじめの問題であるとか自殺の問題であるとかってということで、安倍内閣のもとでこれが早急に浮き出たという問題であります。私ども総務文教委員会で、25年の10月ですね、平成25年の10月に、大津市と可児市ですね、これ岐阜県ですけども、いろいろ聞くと、教育委員会の方が捏造したり、隠ぺいをしたりしてですね、自殺の問題をなかなか公表しなかったという、そういう社会的な大きな問題になりましたけれども、当初は、私どもがですね、研修に行って研修先によりますと、教育委員会だけでなく首長、町長側ですね、これらも含めて、いじめ対策をあるいは自殺の防止対策をやっておられる。教育委員会そのものが、いいところと悪いところもある訳ですけども、これを是正するというのが、本来の目的だろうと思うんです。でそうすることによってですね、今度は逆に、町長側の方が教育に介入をする、こういうことになる訳で、この間の全協の中でも、私は一党一派、あるいはいろんな団体が教育を、方針を決めるのではなくて、国民が教育方針を決めていく、これが大前提で教育行政をやるべきだということを強調した訳ですけども、今回出されとる議案の中で、教育長と教育委員長が一本化されるという事で、行政側いうんか、町長側ですね、これが、基本方針である大綱を位置づけておる訳ですね。この大綱の設定を、町長がするというように義務付けられておりますが、これはどのように変わっていくのか。自治体の教育の目標、あるいは施策の根本的な方針、これを町長に決定権を負わせ

た。今までの教育方針を教育委員がずっと決めてきたけれども、今度は行政側、首長側の方が、町長側の方が、これをもう大綱を決めて方針を決める。これはどのようにやっていくのか。私が思うのには、教育委員会と広範な住民の方々の意見を交えてですね、この大綱を決めていかなければならないと思いますが、その辺はどうなのか、お尋ねします。それから、もう一つはですね、首長、町長ですね、町長・市長のことという訳ですが、教育委員会が協議・調整を行う総合教育会議が新設をされるとある訳ですが、これはどのようにしていくのか、お尋ねをいたします。これを機会にですね、もう何十年ぶりで教育体系が変わったというか、私は、これを機会にですね、本当に教育委員会が活性化をし、また、町民やあるいは町民だけじゃなくて、学生や生徒ですね、夢と希望のあるまちづくり、将来を担うそういう子どもさんを育てていくという面から、こういう自治体の教育施策をですね、これをチェックしながら、良い教育ですね、これを進めていくにはどうすればいいのかということですね。それから、もう一つは、これを機会にですね、会議の公開、教育委員会の会議あるいは町長側が示した今の大綱を作るこういう総合教育会議、これらの公開はどうなっていくのか。また、教育委員、今、5名おられますけれども、これらの待遇もですね、変えていかねば、良い教育行政の方針が出てこないというように思うんですが、これらはどうなっていくのか、お尋ねをする訳です。それから、今、テレビを非常ににぎわしておる憲法と子どもの権利条約の問題ですね、神奈川県でああいう悲惨な事件、事故が起きましたけれども、これを子どもの権利条約の立場に立った行政がね、やっぱり必要だと思うんですね。そういうことが二度と起こらないような、広島県にとってもそうだし、海田町にとってもそうだけれども、これを機会にね、やっぱり子どもの立場に立った、展望を失うようなあるいは不登校等がずっと続くような、そういう問題を解決をする非常に良い節目だというように思うんですが、その辺はどうなのかお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）何点かご質問がございましたが、そのうちで、教育委員会議の公開、それから最後の教育行政の見直しの部分以外は、私の方から答弁をさせていただきます。大綱と、それから、総合教育会議につきましては、今後企画部の所管という形にはなりますが、いずれも法律で定められた制度でございますので、新たな法律の制度に則った形で進めていくと、そういう形になろうかと思えます。そういう中におきましては、現在の法律ではこの教育委員会議につきましては、町長とそれから教育委員とで構成する

という形になっておりますから、その他の方のご意見の聴取については、教育会議の中で決めていただくと、そういうことになろうかと思えますし、併せて公開の問題につきましても、今後その教育会議の中で諮っていくことになろうかと、そのように考えております。いずれにいたしましても、今回出しております条例で定めておりますのは、あくまでも所管を企画部において行うというところをごさいます、その他につきましても、法律に則って進めていくと、そういうことになろうかと思えます。また、教育委員の方の処遇につきましても、現在と変えるつもりはございません。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）その他の点について私の方からお答えさせていただきます。先ほどの副町長の件と多少重なる部分があるかもしれませんが、まず大綱の中での教育委員会と首長部局との関わりでございしますが、先ほど議員ご指摘のように、今まではこれが非常にあいまいであったということがあって、なかなかその教育委員会だけで決定して、首長部局には伝わらなかったという実態がございします。これをこの大綱の中で、大きな教育の方針を示して教育もそれに基づいてやっていくと。そのことをやるためには、この大綱というものが必要になってくる。同時に総合会議もそうですけれども、ここはですね、今、副町長答弁あったように、企画の方で町長部局全体で掌握することによって、教育委員会が言葉は悪いですけども暴走するのを防ぐと、この役割は私非常に大きいものがあると思っております。もしこの大綱なりですね、総合会議自体を教育委員会が主催していけば、以前と変わらないような、その体制になってしまう可能性がありますので、これは新制度の中で、首長部局の方の意向もしっかり踏まえながら、先ほど議員の指摘になられたような、住民の方の意見、子どもたちの意見もしっかり聞きながらですね、この総合会議というものを、また大綱というものを進めていきたいと思っております。それから、最後の方に質問がありました、子どもの立場に立った解決を目指すべきではないかというご指摘ありましたけれども、これもまた、まさに私が今目指そうとしているものでございします。教育の制度っていうのは、ときの教育長なりが思ったことが、その考えの中で全てやっていくということではなくて、それにやはり子どもたちの意向はどうなのかと、親の保護者の意向はどうなのか、また地域の考えがどうなのか、そこらをあわせた中でABCという選択肢があるんだったら、同じような選択肢だったらそれは教育長が決めれば、方針を出せばいいと思えますけれども、その根本になるべきは、先ほどご指摘になられたような子どもたちの思いであり、保護

者の思いであり、地域の思いであると、そう思って今からも進めてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今から新しい制度に向けて進む訳で、法に基づいてやっていくという発言をされましたけれども、私が一番心配するというのはですね、首長の方がかなりの権限を与えておる訳ですね。そのことによって、教育がゆがめられるという懸念が発生をする訳です。それを防止するために、総合教育会議というのがあるんですね。ここの中でちょっと調べてみるとですね、町長と教育委員会は、対等平等で、法では、地方自治法上の附属機関ではないというように位置づけられておる訳です。町長サイドの機関ではないという、別の教育会議がね、設定をされるということになって、今は教育長が答弁をされましたけれども、暴走するのを防ぐと、ここが私はね、一番大きな今回改正点の、議会としては、目を光らせたい。あるいは町民としても国民としても、そこがやっぱり一番重視するところで、そこを、働きがですね、十分活用できるようなね、お互いが平等で進めていくという、ここが一番大きなポイントだろうというように思うんです。いろいろ長々言いましたけれども、これらについて、それぞれ、教育委員会あるいは町長部局の方のね、方針の決め方、これをそれぞれ問いたいんですが、お尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず町長部局の方でございますが、あえてこれは企画部長の立場から答えますが、あくまでも事務方の所掌という形でこの度企画という形にいたしますが、進めていくにあたりましては、これは教育委員会事務局の方と完全に連携をとって、名称的には企画部の所管にいたしますが、合同、あくまでも合同において大綱の策定、それから総合教育会議の運営というものを行ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）先ほどの副町長の答弁と、全く教育委員会も同じ思いでやっていこうと思っております。1点、つけ加える部分あるとすればですね、教育委員会が持っている独自の権限というのがあります。例えば教科書の採択であり、それから人事案件であり、これについては、町長部局の方の意向を反映するということとはございません。教育委員会の権限の中でこれについては行っていくと、そういう項目はいくつかございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。岡田議員。

○8番（岡田）8番、岡田です。先ほど教育長が教育委員会独自の教科書の採択とかいう

ふうなのは、町長部局の影響はされない今までどおりということではちょっとほっとしておるんですけども、それと、今、副町長が言われましたけれども、教育委員会部局いうんですかね、は、今まで通りということなんですけど、教育委員の方が5名おられるんですけども、その方の意見とかなんかいうのはものすごく大切になってくると思うんですけども、今の副町長の話だったら、答弁だったら、教育委員の方が、なんか、なおざりにされとるいうふうな気がするんですけど、先ほどの佐中議員の答弁の中で、教育委員会の方の待遇とか、あるいは議事録の公開とかいうふうなものも、あまり積極的にやられないというふうな感じを受けたんですけど、教育委員会の方の待遇そのものですよ、例えば前にも言ったんですけど、机があるのかないかよくわからないとか、ましてや教育委員会の方にパソコンが支給がされてるんかと聞いても支給はされてないと。こういうふうな状況ではやはり今の教育委員の方、教育行政に対する教育委員の方は、かなり大きなウエイト占められとると思うんですけど、そういうふうな方をもう少しこの待遇改善も含めて、ちょうどこの、今変わる時期、変わったときですから、もう少し待遇も含めてそういうふうなところを真剣に考えるべきじゃないかと思うんですけど、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず前半の部分の、いわゆる私が申しあげましたのは、総合教育会議の事務方をどのようにするかというところでございまして、総合教育会議自体は、町長と教育委員とで構成されますので、その中で、教育委員の方の意見は十分に聴取する。それから、現段階でその会議を公開するかどうかということをおもも事務方の方では決めることができませんので、今後開かれる総合教育会議の中で、町長とそれから各教育委員の方のご意見によってそれは定めていくという趣旨でございまして、逆に、私としては、それは我々事務方では決めかねるという意味で答弁をさせていただいたところでございます。待遇の方に関しましては、確かに、今回の見直しの機会でございますが、教育委員の方のお仕事自体は今までと変わらないと。非常勤で行っていただくということをおもも考えた場合、他の非常勤の行政委員の方々と同じように、現段階で待遇の見直しを行うつもりはございません。

○議長（久留島）教育委員長。

○教育委員長（瀧川）ちょっと私から一言、お話ししてみたいんですが、皆さんがお話になっている教育委員会制度自体をですね、大変変遷があるのは十分ご承知だと思うんで

す。一つのこれまた過程ですね、27年にできたんですか、教育委員会は。この形が日本の制度になじまないということがもともとあって、公選にしてみたりいろんなことやっていて、また今回変わる訳です。もう一つ、お話の中で整理しておいていただきたいんですが、教育委員会というときに、今の執行部を含めた教育委員会と、それから、教育委員会、委員5人による教育委員会、それをませこじゃにお話しにならん方が分かり易いか思うんです。で、今、教育委員会の委員は5人、そのうちの1人が教育長をやっている訳ですね。その形で執行体制と協議体制とは、別の形をとつとる訳ですけども、いろいろ、佐中議員の冒頭にありましたように、いろんな事件、事故がありまして、教育委員会制度がいろいろ批判を受けるところあった訳ですけども、これらについては、個人的には、こうあるべしというものを持っておりますけども、これが元になってさあもう一回検討してみようということで、今回のことに至ってると思います。ですから、どちらにしても、我々としてはこの中で、今、夢と希望云々というようなことも出ましたけども、そういうふうな、我々としては今の報酬についても待遇についても、この資料の中にどっかにありますけども、そういう待遇を受けている訳ですけども、それがいいか悪いかいうのは、私どもとしては判断つきかねます。むしろ、例えばほかのいろいろな公の委員をやってられる方が無報酬でやってる委員がたくさんある訳です。そういう制度であってもむしろ私としてはよろしいんじゃないかと思うぐらい。ただ、教育委員会がですね、いわゆる5人の体制、ほとんど5人ですけど、大きな市町村まで、この制度はある訳です。同じ形である訳ですね。これの働き具合とか議論の具合とか、あちこち見てますけども、大変難しい問題があって一概にいけないということがありますんで、そういう角度から、私いらんこといしましたけども、ご検討いただければいいと思います。それから、一つ公開はどうなってるかいうのがあったんですが、これは教育委員会会合は、非公開ではございません。私の経験で、一度二度、議員さんが、会議へ顔を出していただいたことございます。ちょっと、お話しを聞いていて、私が思いついたことを申し上げたまでですけども、理路整然とお話できなかつたことをちょっとお詫びします。でも、途中、いくつかその度に思いついたことをお話ししてみました。

○議長（久留島）よろしいですか。岡田議員。

○8番（岡田）今、ありがとうございました。私が公開とかいうふうなのは、議場も公開、そうなんですけど、例えばまあ、教育委員会で、例えばホームページなんなりに、こういうふうな会議をされたことを、こう公表いうか、町民の方に知らせておられるのかと、

そういうふうなのを含めてなんですけれども、やっぱりいろいろな重要なことで教育委員会の皆さん方が集まって、この教育方針を決められて、それをやはりこういうふうな方針を教育委員会で決めましたと、いうふうなことを事務方の方にそれを政策をやってもらうというふうな格好になってくるんだと思うんですけれども、そういうふうな中で、やっぱり教育委員会の占めるウエイト、教育委員会はやっぱり大きな仕事をされ、責任は重責だと思うんですけれども、そういうふうな中でやっぱり皆さん方にこの町民の方にも、この海田町の教育委員会はこういうふうな方針でやりますというふうなこと、やっぱり知らせていくべきじゃないかというふうに思うんですけれどもね。やはり今回の法改正いたしまして、今まで教育長と教育委員長がツートップいうんですかね、そういうふうな格好でやってきたのが、1人になって町長部局の方にある程度組み込まれるような格好になっていくというのはやっぱり今の国の政局方針いうんですかね、やっぱり愛国教育いうふうなものを、実施をするというふうなところ、底辺にはそういうふうなところがあつてずっとなってきたと思うんですけれども、やはりだから、今のやっぱりこの教育委員会の自主性いうんか、やはりそれは守らなければならないと思うんですよね。町長部局が今度は予算との関係とかいろいろ絡んできますから、町長部局となった場合、今の教育長は教科書の採択とか何とかは教育委員会独自でやっていくんだと言われましたけれども、やはり今はそうなんだけれども何年か経ったら、やはりそういうふうなものもちょっと変わってくるじゃないかというふうなことを危惧する訳なんですよね。実際に他の市町では教科書の問題にしてもなってますからね。そういうなところを、私たちはそういうふうな愛国教育をどんどん進められていくんじゃないかと、教科書にしてもそういうふうな教科書が採択されていくんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺のところ、ちょっともう一度お願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）これは法に基づいての制度でございますので、年によって変わってくるということは私はあり得ないと思っております。それと先ほどのいくつかの例を、まあ大津の件であり、教育委員会のあり方について議論、またご意見出されましたけれども、これはあくまでもレアなケースばかりなんです。これが海田町に当たるかっていったら、私は海田町に当たる部分っていうのは防御の姿勢とらなくちゃいけないけれども、ほとんどないと思っております。今までも町長部局と教育委員会というのは連携しながらやってきましたし、今から先もまた連携してやっていきますし、今議員がご指摘のよ

うな懸念は、私は、ないと思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第1号議案について採決を行います。お諮りいたします。第1号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）意義なしと認めます。よって、第1号議案については、原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第2号議案、教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第2号議案、教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の勤務時間、休暇等、職務専念義務の免除について定めるものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、第2号議案、教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、ご説明いたします。議案書は4ページ、資料3の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の概要でございます。制定内容は、資料3の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の概要でご説明させていただきます。新教育長については、特別職とされているものの、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項において職務専念義務が課されており、その免除については、法律または条例に特別の定めがある場合とされていることから、勤務時間、休暇等について定めるものでございます。条例の内容でございますが、勤務時間、休暇等及び職務専念義務の免除について一般職の職員の例によることとするものでございます。施行期日につきましては、平成27年4月1日でご

ざいます。以上で、説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第2号議案について採決を行います。お諮りいたします。第2号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第2号議案については、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、同意第1号、教育長の任命の同意についてを議題といたしますが、ここに本人がおられますので、退席をお願いいたします。

（教育長 退席）

○議長（久留島）町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第1号、教育長の任命の同意について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による新教育委員会制度への移行に伴い、教育長の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、中村弘市さんでございます。経歴等につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、同意第1号、教育長の任命の同意について、ご説明いたします。議案書の5ページをお開きください。今回の任命同意は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による新教育委員会制度への移行に伴い、教育長の任命を行うものでございます。教育長の任命につきましては、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから町長が議会の同意を得て任命するものでございます。この新制度移行のため、現教育長が教育委員会教育委員の職務を3月31日で一旦辞職をした上で、改めて平成27年4月1日から新教育

長として、議会の同意を得て町長が直接任命するものでございます。任期は平成 27 年 4 月 1 日から 3 年でございます。新制度での教育長の職務でございますが、教育長は、教育委員会の会務を総理し教育委員会を代表するものとなっております。任命の同意をお願いする方の氏名は、引き続き中村弘市さんでございます。それでは、中村弘市さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和 29 年 5 月 10 日で、現在 60 歳でございます。住所は記載のとおりでございます。職歴でございますが、昭和 53 年 4 月に海田中学校に勤務、昭和 63 年 4 月から海田西中学校に勤務をしております。また、平成 6 年 4 月から海田町教育委員会社会教育課に派遣社会教育主事として勤務をしております。その後、平成 9 年 4 月から広島県教育委員会同和教育課、平成 15 年 4 月から広島県教育委員会教育企画課課長代理、平成 17 年 4 月から吉浦中学校長、平成 20 年 4 月から広中央中学校長、平成 22 年 4 月から広島県教育委員会指導第 3 課課長、平成 24 年 4 月から豊かな心育成課課長、平成 25 年 4 月から海田町教育長に就任されております。教員としての経験、学校長としての経験、県教育委員会で教育行政に携わってきた実績、海田町教育長として、小・中学校の学力、体力の向上、教育環境の整備など、これまでの実績を踏まえ適任であると判断して、改めて教育長として任命の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第 1 号について採決を行います。お諮りいたします。同意第 1 号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第 1 号については、これに同意することと決めます。教育長、入場してください。

（教育長 入場）

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 7、第 3 号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第3号議案、町道の路線の認定について。整備により延伸する道路を町道として認定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）それでは、第3号議案、町道の路線認定について、ご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。この度は、町道138号線について、道路法第8条第2項の規定により路線認定の議決をお願いするものでございます。次に、資料4の、町道路線認定箇所図の準備をお願いいたします。1ページをご覧ください。町道138号線の区間図になります。赤色でお示しした部分が、今回議決をお願いする区間でございます。黄色で示した部分が、既に路線認定されている区間でございます。次に、2ページをご覧ください。位置図になります。今回追加認定する区間の延長は、44.4メートル、幅員は、5.0メートルから9.3メートルでございます。次に、3ページをご覧ください。断面図になります。AA'断面につきましては幅員5.0メートル、BB'断面につきましては幅員9.3メートルで、全区間が1車線の道路でございます。この町道138号線は、道路整備工事が3月下旬に完成する予定であるため、路線認定をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で、説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）今説明にありましたがね、3月31日か、で、工事を完成する。この道路が適切に行われて、海田町の検査も済まんのにね、その途中で道路の認定をしてくれということはね、私、変だと思いますが、検査が済んでから改めて提出された方が、法的に見てもね、まだ、検査も何もしないうちに、適切な工事をされないうちに、これが適切に最後まで完成するかどうかもわからんうちに、認定してくれということはね、ちょっと私、これは間違いだと思いますが、その点どう思われますか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）議員さんご指摘のとおり、今現在、海田町の完了検査は済んでおりませんが、現在の工事の進捗状況を随時確認しております。その中で、この工事につきましては、現在の契約工期内に適正に完了できるというふうに現在見込んでおります。その上で、完了後速やかに供用を開始するために、今回路線の認定をお願いしているものでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）あの、この路線の認定そのものが、今までは完成してきちっとできたものを認定してくれということですが、今、随時検査をしていく、今私が見ますところ、60パーセントぐらいしかできてないんですよ。まだ、この構造物そのものもまだできてない、途中ですよ。それを、4月から供用開始せんにゃあいけんから、早く認定してくれちゆうことは、今までの制度を変えるちゆうことですか。私はね、やっぱり町の予算を使うてきちっと工事ができてから、道路の認定して供用開始されるのがね、自然だと思いたすが、今からほんじゃ道路完了検査が済んでも、皆認定してくれいうて、出されたら、皆それを、随時認定せないけんというように思いたすが、やっぱりこういうことはね、きちっと法的にですよね、町の予算を使うてきちっとやっている工事ですから、きちっと完成して、町の検査が済んでから認定すべきものと思いたすが、その点、どう思いたすか。今後もこのような格好で認定を出されたいか。私はね、ものごとの認定そのものがね、そのものかです、まだ決まってもない途中かです、認定してくれいうて議会に提出されることはね、これ以外でもこういふ形でされたいら、私は不自然だと思いたすがその点、もう1回答弁お願いたします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）完了前に認定するのはどうかというお話でございたすが、こちら工事につきましては、用地買収工事費等と予算の可決をいただいて実施させていただいておるものでございたす。極力完成後速やかに地域住民の方にご利用していただきたいということで、工事期間中ではございたすが、路線認定をあげさせていただいております。先ほども申し上げましたように、議会で予算を議決をいただいている以上、仮に災害等で工期が延びたといたしましても、最終的には完成をさせなければならぬものでございたす。したがいまして今回路線認定をいただいたとしても、その予算で可決をいただいた用地の買収工事については必ず完成させるものでございたすので、そこについては齟齬はないと考えております。極力地域の方に、速やかに供用開始をしていただくために、工事期間中ではございたすが、路線認定のお願いを申し上げているものでございたす。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）再々申したいすがね、予算がとったから何をやってもええという問題ではないでしょうが。最終的な検査で、予算内でできるか。追加工事が発生するか、わか

らないでしょう。それを、予算を可決したから何をやってもええちゅう訳じゃないんですよ。今までも工事の変更や何じゃかんじゃ、出るでしょうが。あなたが言われることはね、あくまでも推定じゃから、でしょう。予算は可決した、何やってもええというよなね、ちょっと答弁はね、私は、慎んでもらいたいと思いますが、その点どう思われますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）やはり認定をお願いするのは、道路の完成時期と議会の開催時期というところの関係がありまして、課長も答弁いたしました、いち早い供用開始というところを前提に、お願いしたいと思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まずね、資料3をみなさんお持ちだろうと思しますので、資料の2ページでお尋ねしますが、始まり、起点の部分というか新しく認定する部分の始まり、この上の方にね、矢印のようなとんがりがあるんだけど、これがね、ちょっとようわからんというのが一つと、3ページ目の上、構造物からして、官民界はどうなるのか。一般的にはこの図面そのものでいきますと、右側いうたほうが分かり易いんじゃないと思うんですが、一般的には、直壁とかいうような形をとる訳ですが、これの構造物、両方に出っ張りがついとるよね、そうすると右側に、これ多分グラウンドラインの敷地が低いということでこういう線を出ておるものと考えますが、これだけでは官民界が分からない。場合によっては、民地側に構造が入り込んどるということなる訳ですが、その説明をお願いしたい。ここにね、改めてそういう官民界がはっきりすれば、杭との、杭というんかそういう明示できるものがあるんじゃないかというので、三つ、3点というか、以上。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、まず官民境界についてでございますが、3ページ目のAA'断面でご説明をさせていただきます。まず左側のブロック塀のような構造がございます。これは民地の構造物になりますので、このブロック塀の道路側の前面が官民の境界になります。次に右側の重力式擁壁でございますが、こちらにつきましては、地中に埋まっているところで一番民地寄りと申しますか右よりのところが、官民の境界になっております。したがって、この重力式擁壁が民地に入るといことはございません。こちらの図面には記載はしてありませんが、最終的には、こちらのところには、道路鉤もし

くはコンクリート柱によって、官地であるという表示をする予定にしております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）確認しますが。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）申し訳ございません。こちらの路線の起点の方なんですけれども、2ページ目を見ていただきまして、黄色い点線の一番右下、こちらがこの町道138号線の起点になります。今回、終点は赤いところの一番左端に延伸をさせていただくものでございます。申し訳ございません。こちらの飛び出しておる所はですね、今回整備した道路に隅切りがついております。したがって、黄色い点線の左端からその隅切りの端部に向かって路線区域を結んでおりますので、少し飛び出したような形に見えるものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今の2ページの説明はおかしいんじゃないかと思うんですが、これは在来道路にかぶつとる部分になると思うんですがね、それも再度確認したいのと、3ページの分はね、構造重量壁、その一番下であるということになると、この下にその下にもうひとつね、いわゆるこれ専門的にぐり石というのがおる訳ですがね、これが出とるんよね。図面上。だから民地にこれ出るといのでおかしいんじゃないかということ言うてる訳ね。だから、こういうのは親切味がないというか、最初にこういうものを出すときにしっかり明示して出すべきなんよね。それがあつたらこういうことを言わんでもええ訳よ。民地に入つとるんじゃないか、で低い側の、多分そういうことじゃろう思うが、そのグラウンドラインが明示されとるんじゃろう思うんよね。だからいわゆる町の構造物が民地側に入つとる。だから、分からんんじゃないかと。ここらが親切味がない。そこらを含めてもう一回今のね、どういうふうを考えておるんか、ぐり石の分が出とるんじゃないか、これでいいのか、実際にこういう工事しとると思う。おそらく。現地行つてみんなやあ分からんけども。だからそこらの確認をぴしゃつとせにやいかんということ、そういうものを今後ぴしゃつと明示して出せ、と、こういうふうな訳よね。で、最後ちょっと追加で聞きますが、BB'断面の真ん中に排水溝がおるんよね。これどういふことでこれが必要になっていくというのがちょっと分かりにくいので、併せてその説明を願いたい。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村） まず1点目に既設の道路、町道143号線と今回の町道138号線は確かに交差部分で重複する区間がございます。どうしてもこのように交差する部分につきましては、重複が生じております。したがってまして隅切り部分、今回新たにつくった隅切り部分に向かって結ぶ形をとらさしていただいておりますので、このような形態になったものでございます。次に、官民境界につきましては、今後、断面図の方に明示をさせていただきたいと思っております。申し訳ありませんでした。最後に、BB'断面の真ん中にある側溝の理由でございますが、2ページ目の位置図をご覧ください。こちら左上側に町道142号線という路線がございます。この路線は、今回整備した赤いところよりもさらに上流といいますか山側に向かって延びております。この部分については、町道142号線の雨水が上から流れてまいりますので、それを受けるために、今回設置をしたものでございます。

○議長（久留島） 西山議員。

○12番（西山） 12番、西山です。今回の認定に出てきている件でございますが、この路線は、認定済み区間がございまして、今回延伸区間の工事の認定です。こういった場合に、先に認定をして工事をするという方法もあると思っておりますけども、今後どのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島） 建設課長。

○建設課長（木村） 議員さんがおっしゃられるように、先に認定をして工事着手をするという方法も方法論としてはございますが、海田町はこれまで、工事中もしくは工事完了後、速やかに路線認定をさせていただいておりますので、今後についてもそのように行ってまいりたいと考えております。

○議長（久留島） 西山議員。

○12番（西山） 延伸するケースですね、予定期間に1日も早く町民の皆様にご利用していただきたいという方針であれば、認定もし何かの事情があつて、工期を延長せざるを得ない状況に陥った場合でも、認定をしていけば、もう工事が終わり次第町民の皆様が利用できる訳ですね。そういった方法があるにもかかわらず、町が、今までやっていないから今後もしないというのは、今回のように、工事が済むか済まないか分からないのに認定をするじゃないか、違法ではございませんけども、そうであるのであればそういった方法を今後考えられてもよろしいんじゃないかと思っておりますけど、その点については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）確かに今まではですね、今課長が言ったようなやり方をとっておりました。今貴重なご意見をいただきましたので、今後そういった手法もですね、取り入れるということも前向きに考えながらですね、今から取り組んでまいりたいという具合に考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）反対討論をいたします。

○議長（久留島）反対討論ですね。まず反対討論を許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。道路の第3号議案、町道の路線の認定についてでございますが、課長、部長の答弁でありましたように、明確な答弁ができてないですね。貴重な意見をありがとうございました、今後参考にして、そういうあいまいなことでは、町民の税金を使こうてやるのが、いつ完成できるか、いつ検査ができてまともな道路ができるかできないかをね、認定出されること自体が、私は間違いだと思います。今度27年度の予算ですよね、予算審議特別委員会でも、道路部分の改良工事とかいろいろ出ますがね、予算がとおったから、はあ何してもええというような答弁はね、ちょっとおかしいと思います。よって今後、真剣に道路認定とか、やっぱりこういう認定案件は、きちっとした説明がされるべきだと思います。以上の件をもって、反対討論とさせていただきます。

○議長（久留島）ほかに反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）続いて賛成討論を許します。ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第3号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数です。したがって、第3号議案は、原案の

とおりに決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 日程第8、第4号議案、権利の放棄についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 第4号議案、権利の放棄について。今後徴収の見込みのない町営住宅の家賃及び水道料金等に係る債権に関し権利を放棄するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島） 都市整備課長。

○都市整備課長（近森） はい、それでは、第4号議案、権利の放棄についてご説明させていただきます。議案書の7ページをお願いします。権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。放棄する権利の種類は、町営住宅の家賃並びに水道料金及びメーター使用料に係る債権です。放棄する町営住宅の家賃に係る金額は44万8,980円で、水道料金等に係る金額は1,302円です。債務者は議案書に記載の方でございます。次に、債権放棄に至った経緯でございますが、この債務者は、平成5年当時から家賃を滞納していたことから、町はこの債務者に対し、町営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いについての訴えを提起しました。この結果、平成13年4月20日付けで、債務者は滞納家賃等の支払い義務を認めたため、町はこれを受け住宅明け渡しを取り下げる和解をし、その後、債務者は滞納額の支払いを履行しておりました。ところが、昨年4月に債務者が死亡したことから、この債務者の連帯保証人及び相続人に支払い義務が生じますが、連帯保証人2名については、以前の裁判当時から死亡と行方不明であったことから、債務者に対し保証人を立てるよう指導しておりましたが、それが叶わず保証人に債務を請求することができませんでした。また、相続人については、全ての方が広島家庭裁判所で相続放棄の手続を受理されており、それぞれの債権の回収が不可能であるため、今回、債権の権利を放棄するものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中） 15番、佐中です。権利の放棄、債権の放棄というようになりますけれども、これに至るまでね、保証人、ただの保証人じゃないんですね、連帯保証人ですから、だれからとってでもいい。これが行方不明である。そうなるそうですね、これまでの事務の

執行については、手落ちがあったんでもないかというように私は考えるんですが、それはどうなのか。もう一つは、これまでの経緯ですね、監査委員さんがいろいろ監査の立場で見られると思いますが、監査委員はどういう指摘をしておるのか、この2点をお尋ねいたします。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）まず1点目の件でございますが、これは町としましても、再三、この債務者の方で、納付誓約書を出していただきまして、その都度、連帯保証人を出すように指導しておりました。で、以降につきましても、この和解後に和解金の支払いと現年度支払い分も合わせて支払いを遅ればせながら支払っていただいておりますので、それは続けておりました。で、2点目につきましても監査委員の指摘につきましても基本的にはやはり連帯保証人を立てないといけないということであったんですが、海田町営住宅の設置及び管理条例の中の13条の3項で、連帯保証人の連帯は町長が必要と認める場合は必要としないとすることができるということがありますので、そういうのはあるんですが、連帯保証人につきましては、再度、町としても指導は、立てるようには指導はしとったところでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今、答弁聞いてとってもね、ものすごい不安を感じる。本来町に入るべき金が入ってこないということですよ。連帯保証人2名おって行方不明。これの追跡はなぜできないのか。全くこれはね、事務の執行にね、大きく、どういうん、怠慢というかね、そういう形跡が見られるんですがね。この辺の説明はどうされる、どのように説明されるのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）当時の連帯保証人、先ほど申しあげました死亡と行方明者の分につきましては、その当時の行方不明につきましては、住所、氏名しか情報がなかったことから、連帯保証人の住所は海田町にはなっていたんですが、住民票は、除票になって5年以降は記録が残ってないもんですから、それが存在していなかったために、探すことが不可能でございました。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）ちょっと、補足を私の方でさせていただきます。この方はですね、もともと平成5年からですね、平成13年まで家賃を滞納されとっちゃったんです。そ

れで、町の方がですね、平成 13 年のときに、明渡請求、裁判にかけますよということですね、一度裁判にかけることがございました。その時には議会の方にも議決をいただきました。その後にはですね、一応和解が成立いたしまして、この方ですね、和解が成立したときに、そのときにもう保証人の 2 名の方は、死亡と行方不明だったんですが、和解したときに、そうはいうてもちゃんとお金を今から払いなさい、私はちゃんと払います、ということでですね、そういった和解条項を結んでですね、一応和解をして、そのことについては一応議会の方にもですね、お諮りをいたしまして、議決をさしていただきました。ですから、まず保証人は、そのときから死亡と行方不明で、それがわかっていただいた上で、和解の方をさしていただきました。そうはいうても、一応決まりで、保証人がおらんというのはいけんのんですが、今課長が言いましたように、うちの要綱の中に特別な場合というのがあるんですが、そうはいうても、保証人をどうにか探してくれと、その後もですね、和解をした後も、どうにか保証人を探してくれということを、再三再四申し上げとったんですが、そこらが実際にはちょっとかなわなかったということでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今こうして4号議案として債権の放棄、出されておりますけれども、実際今これは時効で消滅しとるんですか、この案件いうんかね。もう時効で死亡もあるし、どうにもならないと。数字だけ残ってね、どうにも会計上処理ができないという、今の実態、それからもう一つはね、監査委員がどういう指摘をしとるのか、さっきちょっと答弁ありましたけれども、理解しにくい。もう一遍ちょっとそのへん二つ、今のね。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）一つは、法律的な話になりますが、これは私債権という話になりまして、実際には時効の援用をしない限りは、いわゆる、ちゃらにはならないというものでございます。ですから、実際にはもう回収の見込みがもうありませんので、うちとしては権利の放棄をして、今のその残された債権ですね、40万ぐらいの分はもう回収する見込みがもうないという判断で、議会の方に議決のお願いをさせていただいて、その処理をしたいというのが一つの目的でございます。あともう1点は、監査委員の方にはですね、やはり再三再四、ことごとくについては、何らかの対応するように、まずはやはり保証人をちゃんとつけて回収をするようにということのご指導はいただいております。しかし、実際にはそこがちょっとかなわなかったということでございます。この

方については、その後も約束したお金をちゃんと払う時もありましたし、遅ればせながらでもですね、この方は、ちゃんと履行されとったというところがありましたので、うちの方としてはそのまま住んでいただいて、お金の方ですね、使用料の回収をしておったという状況でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）6番、宗像でございます。今回債権放棄44万8,908円プラスメーター使用料1,302円、放棄されるということですが、これ、先ほどから部長なり課長の方から説明の中で、債権を一生懸命回収してきた、本人も支払ってきたということですけど、最大時の滞納額はどのくらいあったんですか。それともう1点、債務者が既に死亡されているのに、債務者と成り得るんですかね。法律的なことを聞かせてもらいますけども。その辺についてはいかがなんでしょうかね。要は、この議案自体そのものが、本当に債務者がいないのにその債務者に対して、死亡している債務者、存在してない債務者に対して債権を放棄するということが実際に法律的にあり得るかどうか、それについてちょっと確認をさしていただきたいです。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）まず1点目につきましては、最大の額というのが和解成立時になりますので、金額で申し上げますと、306万4,300円になります。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この場合に、例えば相続人がはっきりしておりましたら相続人、債務者をこの方にして相続人、相続人の方の権利という形になると思いますが、途中の説明ございましたように、現在、この債権を引き継ぐ方がひとりももいらっしゃいません。相続人が全部相続放棄をされておりますから。しかし、町としての権利上は、この方に対して残ります。その相続財産、プラスの方の相続財産があれば、そこから取り立てるという形になりますから、そういうことで、整理をするためには、現在表示を、亡くなられた方の表示でもってせざるを得ませんが、債権としては存在しておりますので、放棄にあたるというふうに解釈しております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）まず1点目の306万円、平成13年からですから、約13年間で、約250万円近く払われたということについては、確かに一生懸命払われたということについては認めるんですが、後段の分の債務者、要は死亡していることが、要するに債権があるこ

とについては僕も理解できます。けれども、債務者、今いないものを債務者にすることができるんかどうか、お聞きしたんですよ。それについて、そうせざるを得ないということと債務者になり得るかというのは、別問題じゃないかと思うんですよ。実際、議決したが債務者がこれ間違っただけの場合には、これ議決が無効になりますよ。これ、放棄することやむを得ないことは理解しますが、債務者が、間違っただけで、債務者になり得ないものを議決した場合には無効になる可能性があるんで、その確認をさせていただいておるところですが、それについて、明確な回答をいただいているんですが、明確な回答をちょっとお願いしたいんですが。

○議長（久留島）回答できますか。副町長。

○副町長（三宅）この場合、あくまでも債務者は、契約を結んでいた相手方ということになります。その場合に、死亡していた場合に、相続人がいるかないかという形になりますから、現段階で、債務者の表示はこの方以外あり得ないというふうに考えています。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）だから、理屈は分かるんですが、法的根拠がそれをしっかりされてるんですかという質問でございます。で、先ほどからおっしゃられているように、少なくとも相続人はおる訳ですね。相続放棄をされたという事実をつかまれておることとは。ということは相続人自体が相続放棄され、私は逆に相続放棄された方が債務者になって、それに対して相続放棄されておるから、うちは債権放棄するというのが筋じゃないかと思うんですが、それについてはいかがですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今の点だけで申しますと、相続放棄をされた段階で相続人ではございませんので、そういう意味で、現在、この方に相続人がないと、いう形になっております。これは、全相続可能性がある方を調べた上で、全て家庭裁判所に相続放棄の手続きをされていること確認しております。この方について、相続人にあたる方がいらっしゃらないというのは、顧問弁護士とも協議した上で、全て探した上で行っておりますので、そういう意味で、相続人は明確に、いらっしゃいません。そういうことで、相続人の表記はこの場合できません。ということ考えましたときに、あくまでもこの債権の現在の持ち主というのは、亡くなられた今回の方という表示をするということによって債務の特定という形になると思いますので、私どもといたしましてはこの方を債務者という表示での債権というふうに理解しております。

○議長（久留島）法的根拠。副町長。

○副町長（三宅）相続人がいないという部分につきましては、これは民法が法的根拠になるというふうに解釈しております。この度の債権放棄にあたりましては、当然にその債務のあれが妥当かということで、顧問弁護士とも協議した上で、この債務の放棄が、議会にかけるといふことの回答を得ております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ほいじゃね、今回の場合しょうがないとしてもね、こういう事を防ぐために、私、過去何回も言うてきたと思うが、いわゆるこの家賃というか、町営住宅の賃貸の契約保証人、ね、2回、3回、4回、じゃないと。5回ももつというところと思うがね、それをやらずに今回は何ですかこれは。半分、開き直り、場合によっては、町長が認めた者には要らないと、開き直りとも聞こえるような言い方。それがこういう結果になつとるんです、ね。ご存じだろうと思いますが、過去1回、2回、3回じゃないんですよ。今後、どうしていくのか、これ一点、はっきりお答えください。こういうことを解消するために。だから、ご存知であろうと思いますが、新法旧法両方なつとる訳ですが、新法でやっていくしかないと思うんです。旧法だからこういうことになってくるんであろうと思うんです。そこらを含めての答弁願いたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回のケースにつきましては、和解をするときに保証人をどうするかという問題も、一括して和解をしてたというケースございます。ですから今回はそういう面では特異なケースございますが、一般的なケースで申しますと、現在、これは監査委員の方からも保証人の問題については、全てにつけるようにという指導を受けております中で、従来、予算特別委員会等で前田議員の方からもご指摘がございますその契約の方法の見直しというところも含めて検討していく中で、全てについて、適正な保証人をつける手法を、つけてまいるというふうにしてまいりたいと思います。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）先ほどの答弁からなんですけれどもですね、債権はあると、これ間違いな話で、この理由、債務者、宗像議員が指摘するとおりですね、債務者は死亡でいないと。その相続人も相続放棄したから、債権・債務の関係は引き継がないと。よってですね、債務者が不在だから、債権放棄するという事ではないんです。ここに債務者を上げること自体がおかしいんじゃないです。債務者不在を理由に債権放棄するという事

なら分かりますけれども、違います。もう一度答弁願います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）一つには債権を特定するという場合で債務者というのはだれかという表示というのは必要だというふうに考えております。そういう中で、今回が債務を引き継ぐ人間がないからと、債務者が死亡しさらに債務を引き継ぐ人間がないからというところというところも、現実に事実でございます。その表示におきましては、債権の特定とそれから債務者が今現存していないというところに矛盾は生じないというふうに考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）はい、先ほど宗像議員も指摘しましたけれども、このですね、根拠が違ってた場合にはどうなるのか、ね。議会の議決が無効になる可能性があるという指摘を宗像議員はしてますから、そのことはですね、きちり調べて答弁をしていかないと、私は、今宗像議員が指摘したように、債務者不在によってこの債権を放棄するというのが筋だと思いますけれども、債務者が、ここに上げてですね、議会の議決を得た後ですよ。それを、手続が間違ってたという可能性があるんですね、その場合にはどうされるか、答弁をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回この権利の放棄につきましては、債務者死亡、そういうところで時効の完成を待たないという時期に出すというところで、慎重に顧問弁護士の方に、この方がいないかという形でずっとしてきました。そういう中で債務の放棄という段階で、債権の表示と債務のものというのは別問題だと考えておまして、債務者がいないというだけではなしに、本来その債務を引き継ぐものもない、これは相続人だけではなしに保証人も含めてですけども、そういう解釈になりますので、その点、債務者がいないということは事実でございます、債務を引き継ぐものがないというのは事実でございますから、これが無効になるということは考えておりません。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。崎本委員。

○13番（崎本）わし、再々申し上げますがね、ちょっとね、課長も部長もおられますがね、法的根拠があるかないか聞かれますから、海田町には優秀な顧問弁護士がおられますからね、顧問弁護士によって法的あるいは違反はないという確信を持ってこれを議案を出されたという説明をされたらそれで済むことであってですね、なぜそれ課長、部長

は、それが答弁ができませんのですか。ほうでしょうか。優秀な顧問弁護士がおられますからこの弁護士に相談した結果、法的根拠がありますので、議案に提出しました言われたらそれで済むことじゃないですか。どうですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）今言われるように、当然議案に当たってはそういった顧問弁護士等の意見を聞いてですね、今回、議案の提出をさしていただいておりますので、その点については間違いはないという具合に考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第4号議案について採決を行います。お諮りいたします。第4号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおりこれを決めます。この際、暫時休憩いたします。再開は11時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第9、第5号議案、海田町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第5号議案、海田町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。行政手続法の一部改正に伴い、法改正に準拠した所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、第5号議案、海田町行政手続条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書は8ページ、資料は5の海田町行政手続条例新旧対

照表と資料6の海田町行政手続条例の一部を改正する条例の概要でございます。改正内容は、資料6の海田町行政手続条例の一部を改正する条例の概要でご説明させていただきます。今回の改正は、行政手続法の一部が改正されたことに伴い、法の改正内容に準拠して海田町行政手続条例を改正するものでございます。改正の概要でございますが、1点目は、行政指導の方式でございます。行政指導する際に、許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、行政指導の相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないとするものでございます。2点目は、行政指導の中止等の求めでございます。法令の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に、その相手方は、当該行政指導の中止等を求めることができることとするものでございます。3点目は、処分等行政指導の求めでございます。何人も法令違反の事実を発見した場合に、是正のための処分または行政指導を求めることができることとするものでございます。4点目は、その他用語の整理、税条例の引用条項の整理を行うものでございます。施行期日は平成27年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。行政手続、主には、業者であるとか、法人、個人も含むんかもしれませんけれども、この、行政手続の5号議案ですよ、これを設置することによって、現行より厳しくなるのかどうか、どういう状況なのか、この新旧対照表を見ても分かりづらいんですが、これどうなんですか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）現況でも行政指導、または処分というのは行われているのはご承知のことだと思います。これにある一定の法令または条例とかそういったことに根拠のあるものつきましては、それを明示して、行政指導の場合ですと明示して行わなければならない。またやめてくれと言う場合には、当然業者側の法令根拠をもって行政の方にそれは違うんじゃないかと言わなければならない。今までもなされていたと思うんですけども、今回その分改正されますので、それに基づいて条例の中にも法令に準拠した同様の制度として取り入れたということでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）そうするとですね、いろいろと事業をやる、そうした場合に、若干いう

か契約書を定める訳ですね。契約書と行政指導の関係はどうなるん。例を挙げると、例えばね、8時から工事をやった。本来なら9時から工事をしなければならない、こういう場合であれば約款、契約違反なんですよ。しかし、この行政手続き条例が制定されると、どうなるのかお尋ねします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）約款の中に、何かあった場合に行政指導をどのようにするのかということでございますが、行政指導の方式につきましては、町の機関が行政指導をする際に、今の業者が何かしていた、違法と思われるような時、何かしていた時に、そういう工事であれば、許認可を取り消すよと、今まで言う場合には、許認可を取り消すべき根拠、根拠を必ず示して行わなければならないということになりますので、いわゆる処分の取り消しですか、そういうことが法令に則って行われるべきものであると考えますので、その下の契約書であるとか約款というものは対象にならないと考えます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）6番、宗像です。この行政指導で、根拠を示して行政指導を行わなければならないという規定に、ちょっと厳しくなっているような感じがします。そうした中で、一番分かり易いのは、今、議会の全協の中で話しになっております開発行為が伴う場合、当然開発行為の申請等ではいろんな、ここをこうしたらどうですかという行政指導が必ずかかるケースが多いと思います。でそうしたときに、きちんとした根拠がない状態で行政指導をかけた場合、まあ、町としては、本来でしたら4メートルの道路でええものを6メートルにしてほしいから、なんとか6メートルにできんじゃろうかという行政指導、こういうような将来的なことを考えて行われるような場合にも、きちんとしたこの根拠を示した上で行政指導を行わなければならないというふうに理解してもよろしいんでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）行政指導という言葉は、基本的には、相手方に任意に協力を求める言葉でございます。今回の行政指導の方式につきましては、許認可等の行使をしますよという場合にはその根拠を示すということが規定されたものでございますので、あくまでも行政指導、これはこういうふうにしたほうがいいのではないかというような任意のところについては、この条例一部改正とか法律一部改正以外のところで、できるものと考えています。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）現行より厳しくなるかどうかというのは。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）厳しくなるかというところでございますけども、任意の行政指導がなされていたもののところに対して、許認可を取り消すとか処分を取り消すとかそういったときには、根拠を示すというところにおきましては、ある一定の把握というか、今まではできたと思いますけども、今までも何か業者を指導する際には、当然行政の方も根拠を示していたと思われまます。それが今回法律や条例において明文化されたということでございますので、厳しくなったといえどもまあ厳しくなった訳ではございますけども、これまでも行われていたものが明文化された、そういうことでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第5号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第5号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第5号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第10、第6号議案、海田町心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定についてを議題と致します。町長より、議案の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第6号議案、海田町心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定について。障がい者福祉制度の充実により条例を廃止するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）それでは、第6号議案、海田町心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定についてをご説明いたします。議案書11ページをお願いいたします。この制度は、町単独事業として20歳以上の重度の身体障がい者及び知的障がい者に対し、

障がい者福祉の増進を図ることを目的に年金を支給する制度でございます。今回の廃止は、平成 15 年度の新制度導入以降、年々障がい者福祉政策が重複しているため、心身障害者福祉年金を廃止するものでございます。施行期日は、平成 27 年 4 月 1 日でございます。以上説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。1月26日の全協の中で、今の海田町心身障害者福祉年金条例の廃止という説明を受けた訳です。その中で国の支援の、ここにもありますけども、年々拡充をされている、だから海田町独自の福祉年金を廃止すると。平成15年からずっとこれを導入されておられるわけですが、その時の答弁で、987万円、人数にして438人、単純に割ってみると2万2,534円、これが廃止されたことによって、この金額がどのように変わってくるのかお尋ねします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）廃止でございますので、年金としては支給をしないようになります。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）国の制度でだんだん拡充されておる、私の理解は国の年金もあるいはそれに見合うものを制度として拡充してきたから、海田町もその年金を廃止する。単独の年金を廃止する。こういう認識でおるんですがそれ違うんですか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）国の制度は、昭和48年に、この年金制度を開設しております。その当時につきましては、障がい者の制度としては脆弱なものでございました。平成15年、支援費制度というものが福祉制度から変わらしまして、利用者自らサービスを選択できる仕組みになりまして、サービスそれぞれで利用者が利用しやすいような状況に変化しております。その中で、制度的に障がい者の施策が拡充していることで、個人への給付をやめるものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）この、条例を廃止する条例案が可決いたしますと、この4月1日から今まで受け取られた年金が受け取れなくなる訳ですが、この対象438人の方に対してこの年金が廃止されますということを、どのような方法で周知をされるのでしょうか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）基本的には受給者の方ですね、文書でお知らせしていく予定にしております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）全員協議会で説明は受けておりますが、こちらの提案理由をみますと、障がい者福祉施策の充実に伴い条例を廃止する、ということは、今回4月1日から、この障がい者年金廃止することによって、何か新たに施策が充実されるのか、そのようにとれるのですが、実際はどうなんですか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）基本的には、過去、今までもですね、平成15年から年々、障がい者施策が充実されておる、近年におきましてもですね、平成24年には障がい者のサービスの充実とか、25年には要約筆記の派遣という形で、昨年ですか、今年度につきましては身体障害者手帳の認定事務などをしながら拡充しておるところでございます。また来年度につきましても、先般説明させていただきとおり、障がい者の通所施設への交通費の助成などについて取り組む予定としております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）言うことはよう分かるのですが、逆に、なぜこのタイミングで廃止するのか、これがわからん。今の答弁ですと年々充実していった、ということは数年前に廃止することも可能であった。それが、この4月1日から廃止ということは、これに変わる何かができるから廃止するとか、この提案理由の意味が、そうとしか取れないんですけども、なぜ、この4月1日、来年度から廃止になるのか。その辺のところを願います。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）どのタイミングかという時期、時点の事はあるかと思えます。ただ、年々、障がい者施策が充実しているところで、この時期に検討して廃止したいということでございます。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。これより、第6号議案について採決を行います。  
お諮りいたします。第6議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第6号議案は、原案のとおり、これを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第11、第7議案、海田町児童福祉年金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第7号議案、海田町児童福祉年金条例を廃止する条例の制定について。児童福祉施策の充実に伴い、条例を廃止するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）それでは第7号議案、海田町児童福祉年金条例を廃止する条例の制定について、ご説明いたします。議案書の12ページをお出してください。この制度は町単独事業として、父または母が死亡または重度障がいになった者、児童並びに心身に障害のある児童に対し、児童の福祉増進を図ることを目的に年金を支給する制度でございます。今回の廃止は、児童扶養手当法の改正や障がい児への支援の見直しによる児童福祉施策の充実に伴い、児童福祉年金を廃止するものでございます。施行期日は平成27年4月1日です。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○8番（岡田）8番、岡田です。先ほども、6号議案と同じような格好になろうかと思うんですけど、施策が充実したといっても、そんなに、どういうんですかね、ものすごく素晴らしいというようなことはないと思うんですけど、特に、町長に伺うんですけども、やはりこういうふうな今まであまり充実してなかったから町独自で上乘せをしたというふうな部分を、この度上乘せはやめるというふうなことだと思うんですけども、やはり、こういうふうな世帯への町の支援いうんか、こういうふうなものは独自でもすべきじゃないかと思うんですけどもね、国の制度が充実したからやめるというふうなんじゃないかと、海田町独自のそういうふうな世帯いうんか、海田独自のいままでやりよった上乘せいうんか、そういうふうなのをしていくべきじゃないかと思うんですけども、

その辺のところをお願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かにご指摘のようなものは沢山あるんでございますが、この福祉制度こども制度というのは年々いろんな条件とか状況が変わってきまして、その都度見直しとか、条件検討とかいろんなことをやっております。その中において海田町のそういうふうな今回の児童制度にしましても障がい者の問題につきましても、いろんな時期的なものがございますので、併せて検討した結果、今妥当であるという判断の元に今回、廃止をさせていただくものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。岡田議員。

○8番（岡田）しつこいようなんですけどね、やはり海田町としても、それなりのこの度の予算でもそうなんですけども、この財政的にもものすごく切迫しておるとかいうふうな感じではないと思うんですけどね、やはりそういうふうな世帯に、今までのような手当をすべきじゃないかと思うんですけど、今ほかのところ充実してしてきたから、援助をやめるという格好に見えるんですけど、やはりずっと続けていくべきじゃないかと思うんですけども。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）特に今回、財源不足で見直しをした訳ではございません。やはりそういった制度も一定期間経った段階では、他の制度がどうなっているかというところで見直しをしていく必要があると。そういう中で、この制度が設けられた時に比べていろいろと充実が図られているということから、見直しを進めてまいりました。やはり福祉施策につきましても常に見直しはしていく必要がある、そういうように考えております。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます、討論を終結いたします。これより、第7号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第7号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第7号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第 12、第 8 号議案、海田町保育の実施に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 8 号議案、海田町保育実施に関する条例を廃止する条例の制定について。児童福祉法の一部改正により、保育を必要とする事由が法令に定められたため、条例を廃止するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）それでは、第 8 号議案、海田町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、ご説明いたします。議案書の 13 ページをお出しください。今回の廃止は、児童福祉法の改正により、保育の実施基準に関する条例委任が削除され、子ども・子育て支援法に、保育を必要とする事由が定められたことに伴い、条例を廃止するものでございます。施行期日は、平成 27 年 4 月 1 日です。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中）この 8 号議案で、保育の実施に関する条例を廃止することは、昨年 9 月の議会の中で、民間に対する、家庭的保育事業等の整備に関する基準を定める条例、この、基準を基本的に取り入れて、その後こういうように言われる、あるいはこういう、家庭的保育事業であるとか、小規模であるとか、居宅訪問、事業所の内容、その前にこういうものに関わるものね、これを廃止すると、全く、保育の設置目的、食育の指針に関する条例、保育のいろんな法律がなくなると思うんですね。それを今度 18 条、新年度で決めるように、すり替わっていく。これを廃止したら、その、あとですね、18 条で、新しいこの支援事業の計画に基づいて実施するのかどうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）今回の条例廃止というのは、本来、今までは法律の中で、条例で保育を受ける事由を条例で定めなさいよというふうな形で条例を定めとったんですが、それを、今度、子ども・子育ての中の法律の中で、こういう人に保育がいるんですよと決めましたんで、その保育を実施する事由を条例で定めなくても、法律ですでに定めてあるものだから二重に定める必要がないですよという意味で廃止をしたものでございます。で、昨年 9 月に実施したのは、認可をする基準であるとか、そういった町が認可

するような基準を定めたもので、これとは関係なく、あくまで、どういう人に保育が必要なのかというのは法律の中でもうすでに決めましたということで、今回条例廃止させてもらうということでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）そうするとですね、保育所の廃止をして、新たに保育所の設置目的であるとかそういうのは、一緒に廃止になるんじゃないですか、そこら辺を心配しとるから、やっぱり、条例は何でもそうですが、1条は大体名称、2条はだいたいそうですが目的を達成するための事項、3条と大体そうなとるんですね。全部それが廃止をされると、海田町の保育の公的機関の保育の責務はどうなってくるのかというのがね、明確な答弁をお願いします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）基本的保育をやっていくという部分の大元の条例自体は変わっておりません。で今回ここで廃止をする条例は、児童福祉法以前はですね、児童福祉法の中で、保育を実施するのに必要なものを決定するもので、保育の実施基準というのをこの中で、居宅外で労働することを常態としている、保護者の事をいろいろ定めておるんですが、そういったことをいくつか定めとって、その理由について、今度、法律の中で決めましたので、こういう人は保育が受けられますよという部分の基準を定めたものでございますので、ただ、町が実施する保育であるとか民間が実施する保育の実施に関するものとは、全然関係がないものですから、従来の法律とか条例の中で定められた基準に基づいて保育を運営していく、保育を保育所を経営していくというふうなことには変わりはありません。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）児童福祉法の一部改正に、保育を必要とする事由が法令に定められたということで、これを廃止されるということは理解しますし、定められとるものを残す理由の一つもないんですけれども、こうすることによって全国画一的な、保育を受けることのできるものが全国画一的になってくるんじゃないかと思われるんですよ。なおかつ、例えば、うちの場合にはこの条例中に書かれてることについては、多分ほとんど今も影響はないと思うんですけども、逆に言いますと、この条例がなくなるということは、海田町が独自にこういうもので上乘せ保育をしたいということを、したい時には、できなくなるというふうに理解してもよろしいんでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）今回廃止する条例の中のものにつきましては、今度国が新しく定めたものの中に全て含まれておりますし、反対に幅広い形での定めをされておりますので、その中で、考えることであろうと思いますから、後退するということは考えておりません。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）私が聞いたのは後退ではなくて、住みやすい子づくりのできるまちとかいうことでうたったときに、うちはこういうものをしたいというときに、法律に定めのない事項については、今からはできなくなる要素があるのではないのでしょうか、というふうにお聞きしたんです。それからもう1点、あわせて今うちが定めておることと法律で今回新たに定められたことの大きな差異か、逆にうちが定めておる非常に法律の方が幅広くやってるのかどうか、その2点について確認します。

○6番（宗像）子ども課長。

○子ども課長（森川）国よりも上乘せ部分の保育の実施については、本人の理由により、市町村が認める場合は認められることになっておりますので、その状況は、見ながら対応はしていかないといけないかとは考えております。

○6番（宗像）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）先ほどもちょっと申しましたけど、要は海田町が定めておるものについて国の方が幅広く定めとるという点と、今先ほど課長が言いました市町村で判断できる基準も設けておりますので、その対応ができると考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第8号議案について採決を行います。お諮りいたします。第8号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第8号議案は、原案のとおりこれを決します。

〇議長（久留島）日程第 13、第 9 号議案、海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、を議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（山岡）第 9 号議案、海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定介護予防支援事業等の人員及び運営等に関する基準を定めるため、条例の制定を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

〇議長（久留島）福祉保健部次長。

〇福祉保健部次長（湯木）第 9 号議案、海田町指定介護予防支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、ご説明いたします。議案書の 14 ページ、資料 7 の条例の概要をお出してください。説明につきましては、資料 7 の条例の概要でご説明させていただきます。今回の制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、従来、国で定めることとされていた、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に係る規定を整備するため、新規に条例を定めるものでございます。基本方針のとおり、条例制定にあたっては国の基準をもって海田町の基準とし、町独自の変更点はございません。条例の概要についてでございますが、この条例は、指定介護予防支援事業者の事業に関する基準を定めるものでございます。指定介護予防支援事業者の申請の資格は、法人といたします。基本方針につきましては、指定介護予防支援事業者は、当該事業の利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むよう配慮するなど、アからエまでの 4 項目について定めております。2 ページをお願いします。指定介護予防支援事業者は 1 名以上の員数の職員を置き、管理者は常勤のものとし、運営に関する基準につきましては、指定介護予防支援を提供する際の運営規程及び重要事項の説明や利用者の同意など、指定介護

予防支援事業の実施にあたり、必要な基準を定めております。また、指定介護予防支援事業者が支援を提供する場合は、介護予防に効果的な支援方法を留意して行うなどの規定を定めたものでございます。施行期日は、平成 27 年 4 月 1 日でございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5 番（住吉）5 番議員、住吉です。こちらの基本方針第 4 条に書かれておりますけれども、指定介護予防支援事業者は、当該事業の利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮するとありますが、この可能の基準ですよね。それはだれが判断するんですか。それちょっと分からなかったんで教えてください。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）この可能な限りという基準、考え方につきましては、介護予防支援を行う場合、当事者と家族の方、それからケアプランを作成しているケアマネージャーと相談をして、その方と家族とが可能な限り、で、基本的にはその方の意思を持って、ケアプランを作成していくっていうところで、可能な限り在宅でということを考えて、実施していきます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）現実問題そうそれしかないんでしょうが、家族が我慢したらいつまでも可能というふうにもとれるんですね、今答弁聞いていたら。うちが我慢して介護してあげりゃ家で介護ができる。という判断もできますし、逆に、もうしんどいけえ無理じゃいうたら、その時点で可能ではなくなるというふうにとれますが、そういった解釈でよろしいでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）在宅でということにつきましては、ケアマネージャー、介護支援専門員が専門的な知識をもって家族や本人と相談しながら判断していくというふうを考えております。ですので、ご意見を聞きながら、実際には、よりよい方法を探っていくというものになると思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）おっしゃるとおりなんでしょうが、最近の風潮を見てみますと、とにかく在宅で介護というような形になってきておりますよね。逆に本来今まででしたら、施

設介護にすべき方も、これによって、今度逆に、在宅にさせられてしまうのではないかと  
というおそれも出てくるんじゃないかと思うんですよね。実際、先日のアンケートを見  
ましても、確かに要介護者の方は在宅を望まれておる方が多いですけども、それをかな  
えていくと、今度は家族の負担がこれまで以上に増えてくるのではないかと。在宅在宅も  
取りようによってはいいですが、反面、家族の負担が激増していくようにも思えるん  
ですが、これによって実際はどうなんでしょうか。家族の負担が増えていくんじゃないか  
というおそれも感じるんですが、その辺はどのように考えていらっしゃいますでしょ  
うか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）現在の考え方につきましては、要介護度が高い方につきましては、  
施設介護を中心とした専門家による支援が必要というふうに考えておりますので、  
その施策は進めていこうというふうに思っております。今回、介護予防支援ということ  
で、いわゆる要支援の方に対しての主な考え方という方での形ですので、要支援の段階  
であれば、本人ができるだけやりたいことができるような形ということになれば、在宅  
での生活というのを支援していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。岡田議員。

○8番（岡田）そういうふうには言われてくるんですけどもね、この介護保険が一番、あ  
と10年、2025年を目指して、こういうふうな施設介護ではなくて在宅、在宅というふ  
うな、はっきり言ったら介護にお金がかかるから施設整備よりも在宅というふうな格好  
の中で、第1弾いうんか、で、こういうふうな格好になってきとると思うんですよね。  
やっぱり、今いろいろと住吉議員も言われましたが、そういうふうなこともあるんです  
しょうが、やっぱりね、介護というのは、在宅だったらいいのでしょうけど、今度在宅  
だったら、それこそ家族そのものが、ものすごく負担がかかってくるというふうなのは  
もう目に見えておる訳なんですよね。だから、やっぱり、どちらかという、そりゃ、  
今の要支援でもそうなんですけども、地域の人といっしょにいろんなことやると言われ  
ても、サービスを提供する方としても限界があるし、いうふうなところで、なかなかや  
っぱり、在宅だけいうのはかなり無理があるような気がするんですよね。やはり今の施  
設と一緒に施設介護の方と一緒にやらないと、今の施設介護の方はもう重度の3  
以上でないとなかなか入れないということになったら、介護1、2の人は、じゃどうす  
るんかいうふうなことになってくる訳なんですよね。だから、やはりこの今の1、2と

いうふうな人も、この手当てをしていくというふうなところを最低でも持っていかない  
とね、やっぱり今まあ、この介護そのものがだんだんだんだん高齢になってきて、どん  
どん介護する人が増えてくるというふうな状況の中で、やはり今の、こういうふうな在  
宅に徐々にシフトしていくというふうなのは、やはり、あまり安易にそういうふうなこ  
とをすべきではないと思うんですけれども、その辺のところはどういうふうにご考慮を  
おられるのでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）今回介護保険の事業計画を策定しているときにアンケートをと  
りまして、やはり多くの方が、元気なうちは在宅で過ごしたいという、介護を受けなが  
らも在宅で過ごしたいというご意見をいただいております。この在宅という中で、自  
宅で過ごしていくということもございますし、現在では、ケアハウスやそれからサービ  
ス付きの高齢者向けの住宅も整備が進んでおりますので、自由を得ながら、サービスも  
受けながら、家族ともよりよい関係持ちながら生活していくということが、要支援の  
方の要介護1、2の方でも十分可能であるというふうにご考慮しております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）そう言われますけれども、やはりこの今の年金の受給額とかいうふうなの  
を見たら、それはなかなかそういうふうなことにならないと思うんですよね。だから、やは  
り、いろんなサービスメニューがあるとかいうふうなことをいっても、実際には家族の  
人がものすごく負担になってくると、なかなかそういった施設とケアハウスとか何とか  
言われても、全然足りないですからね、やっぱりそういうふうなことを考えるとかなり  
厳しいいうんか、今の、在宅ばかりではそういうふうな要支援1、2とかいうふうな人  
の手当ていうんか、それこそ、そういう今からどんどんヘルパーとかどんどん切られて、  
切られるいうんか、利用できなくなっていくような状況の中で、やはりそういうふうなの  
も、町としてもやっぱり、手当てすべきじゃないかと思うんですけどね。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）議員さんがおっしゃられますように、今後、高齢者が増えてい  
ってヘルパー等を切っていくというふうな方向には考えておりません。多様な機関が、  
今からの高齢者を支えているように、高齢者の多くが在宅生活を望んでいるので、そこ  
は町としてもいろいろ今後課題解決して進めていきたいというふうにご考慮しております。  
施設につきましては、経済的に苦しい方につきましては養護老人ホーム等もございませ

ので、個別で対応していきたいと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第9号議案について採決を行います。お諮りいたします。第9号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第14、第10号議案、海田町における地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第10号議案、海田町における地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について。介護保険法が一部改正されたことに伴い、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定めるため、条例の制定を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）第10号議案、海田町における地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について、ご説明いたします。議案書の31ページ、資料8の海田町における地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の概要をお出しください。説明につきましては、資料8の条例の概要で説明させていただきます。今回の制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、従来国で定めることとされていた地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に係る規定を整備するため、新規に条例を定めるものでございます。基本方針のとおり、条例制定にあたっては国の基準をもって海田町の基準とし、町独自の変更点はございません。条例の概要についてでございますが、地域包括支援センターの職員に係る基準及

び該当職員の員数につきましては、地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、アからウに規定する職員を配置するものでございます。また、この基準は、担当する区域の第1号被保険者の数に応じ、人員の配置基準を緩和することができることとなっております。その他の基準として、地域包括支援センターは、被保険者が、住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、公正かつ中立な運営を確保するなどの規定について定めております。施行期日は、平成27年4月1日でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。下岡議員。

○4番（下岡）職員数の関わる基準及び当該職員の人数ですけれども、おおむね3,000人以上から6,000人未満となっておりますけれども、当町の場合は、人口3万人の約20パーセント強ということで、6,000人のこのラインが非常に微妙なところなんですけれども、現在、この1号被保険者はですね、何名おられて、職員の数はこの基準に沿って何名なのかお尋ねします。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）平成26年9月末で6,380人が第1号被保険者の数です、それから職員の数は3名でございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）3名ということですけど保健師その他これに準ずるものとか、具体的に、ア、イ、ウの人数でいただけますか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）ア、保健師その他これに準じるものが1名、社会福祉士が1名、主任介護支援専門員が1名おります。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）この基準からするとですね、3,000人から6,000人未満ごとに、となるんですけども、今の、6,300人程度の人数というのは6,000人を超えていますから、この基準では不足ということになるのではないかと思いますけれども、どうなんでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

- 福祉保健部次長（湯木）この基準につきましては、おおむねということになっておりますので、基準の範囲内だと考えております。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 5番（住吉）5番議員、住吉です。こちら、条例の概要ということで、条例の第2条2項になりますかね。特定の生活圏域にひとつの地域包括支援センターを設置する場合、海田町において、この特定の生活圏域というのは一体どこを指しているのでしょうか。
- 議長（久留島）福祉保健部次長。
- 福祉保健部次長（湯木）日常生活圏域は海田町全体を指しております。
- 議長（久留島）住吉議員。
- 5番（住吉）第1項において、地域包括センターが担当する区域における1号被保険者の数によって職員数が定められておりますよね。そこにおいてまた第2項で特定の生活圏域では、海田町を分割するかのようにもとれるんですけども、そうではなくて、この特定生活圏が海田町を指すのであれば、緩和基準を設ける必要性がないように思いますが、その辺はどうなのでしょう。
- 議長（久留島）福祉保健部次長。
- 福祉保健部次長（湯木）今後、海田町の中で、第1号被保険者の数が増えた場合、今、一つの日常生活圏域として考えておりますが、そこを細かく分けていって、地域包括支援センターをサテライト型でどこかの施設等に委託するという方向性も考えられるので、今後を考えての基準というふうにしております。
- 議長（久留島）兼山議員。
- 3番（兼山）3番、兼山です。職員に係る基準についてなんですが、先ほど3名の職員のうちそれぞれ1名ずつ資格者がいるということなんですが、例えば、保健師その他、これに準じるものとですね、その他これに準じるものということで、この資格については、名称独占なり業務独占の資格になってると思いますが、それにつきまして、これに準ずるものっていうことをですね、今現在はそれぞれいうんですが、今後のことも考えてですね。これ、どう、準じるものっていうのはどう考えればよろしいのでしょうか。
- 議長（久留島）福祉保健部次長。
- 福祉保健部次長（湯木）資格につきましては、このア、イ、ウのそれぞれの資格になると思うんですが、国の方の説明という中におきまして、例えば保健師その他これに準じるものということにつきましては、地域ケアや地域保健に経験のある看護師とか、それ

から、社会福祉士のこれに準ずるものってというのは、社会福祉事務所や、それから、ケアマネージャーの経験が何年かあってかつ高齢者の保健福祉相談を3年以上しているものという形で、地域によっては、専門家が難しいというところがあるので、専門家を確保するのが、ということで定めてあると考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）今後、また職員を増やす予定があるかないか、これがひとつと、今の答弁の中で、医療関係の知識がある資格者で福祉関係の知識、介護関係の知識、そこにつきまして、それぞれが持っている知識をもっている資格を持っていれば、これからの住民サービスの低下も招くことはないというふうに考えてよろしいんでしょうかね。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）正職員の数につきましては全体の定員数の中で考えてまいりたいと思っていますので、必要に応じて臨時職員を組み合わせる、そういった形での充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）職員の資格につきましては、ここに定めた資格の方を確保していきたいと思っておりますが、準ずるものについても、専門的な知識や経験を考えながら、今後、確保して行きたいと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第10号議案について採決を行います。お諮りいたします。第10号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第10号議案は、原案のとおりこれを決します。この際、暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第 15、第 11 号議案、海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 11 号議案、海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。第 2 蟹原レジャー農園を平成 26 年度末で廃止するため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）それでは、第 11 号議案、海田町民レジャー農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。議案書の 34 ページをお開きください。併せて資料 9 の海田町民レジャー農園設置及び管理条例新旧対照表をお願いします。第 2 蟹原レジャー農園については、昨年 3 月に、平成 27 年 6 月 30 日まで土地使用貸借は解除しない旨の調停が成立しており、この土地を返還するにあたり、今年度末で第 2 蟹原レジャー農園を廃止する必要から、今回条例の一部改正をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5 番（住吉）5 番議員、住吉です。地権者が処分したいからやむを得ないことだと思いますけども、これレジャー農園第 2 蟹原の方が閉鎖になってそのかわりというものを探すおつもりはないんでしょうかね。けっこうレジャー農園を使いたいという方今頃多いと思うんですけども、利用希望者が多いにもかかわらず、農園が減っていくの、何も対策をとらないのか不思議なんですけども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）はい、確かに抽せんをした場合も、競争率が高かったというのが現状ですが、ただ現在のところでは、新たなるレジャー農園の確保につきましては、今のところ考えておりません。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）考えておりませんいうたら元も子もないんですけども、実際、介護予防にもつ

なおりますわいね、ああいうのは。2月十何日の全協で、第6期介護保険事業計画案やりましたけども、その中で、海田町の高齢者のうち2次予防事業対象者、26.2パーセントもいるんですよ。将来要介護または要支援になるおそれのある方が。高齢者の4人に1人が、将来要支援か要介護になるだろうといわれている中において、少しでも予防につながるような事業は、積極的に打っていかないとかならんと思うんですけども、今聞いたら、レジャー農園は今のところ、増やす予定はない、増えることも考えていない。それが果たして本当にそれでいいと考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）はい、仮にレジャー農園を開設するにいたしましても、必要最低限の整備、例えば今ほかのレジャー農園につきましても、ポンプとか、そういった、例えばポンプやブロックをついたりとかいうのがありますので、そういう観点からのレジャー農園の新たなる確保につきましても、優先順位は低いものと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）6番、宗像です。今回第1蟹原、第2がなくなるということで多分頭の第1とか第をとって一つにするんだろーと思いますが、この今残ったレジャー農園について、これはあくまでも噂なのでどうか分かりませんが、地主が売ったとか売らんとかいろいろ話が出てるんですが、残った蟹原レジャー農園は、引き続き、間違いなく残って使用できる状況にあるかどうか、確認をしておきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）今のところ、地主の方から町にそういう話は聞いておりません。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。今と関連みたいなことなんだけどね、まずこの農園を借りてから何年になるのかというのがまず一つね、これで過去こういうことについてね、どうも今回もうわさがあるけども、マンション建てるとか家建てるとかいうことで返してくれと、こういうことなんよ。田んぼか畑か何か谷底を埋めてね、しばらく公園か、そういうレジャー農園つくって、良い地盤になった頃に家を建てるけえ返してくれと。ほんで過去何回かこういうことでね、もっと長期の契約をしろと、こういうこと言うてきたと思うんですよ、20年とかね。そういうんで、5年か6年かしたら、返してくれ。これはずっと大立の公園からずっとこういうことがあって、随分やかましゅう言うてきたんだが、今後、そういうなのがあるとすれば、もっと長期の期間でもっての

契約、こういうことをね、それと、先ほど言いましたが、この農園は借りてから何年経過しておるか、この2点。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）まず、契約をして何年経過しているかでございますが、これ当初は平成13年からお借りしておりますので、約14年間になります。契約期間につきましては、今ほかのレジャー農園の期間で申しますと、5年とか10年とか、いろいろその場所によってはあるんですが、基本的には、5年、10年の2種類の契約となっております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）だからそこでさっきも言いましたように、今後長いそういう期間で定めて借りれないか、こういうの今随分人気があるんだということだから、そういう場所があればね、作ってあげなさいやという要望も出とる訳だから、それについて、どういう考えを持っとるかっていうのは、要するに20年ぐらいでも何でも、今、新法でいくと期限を決めたら、その期限は有効な訳だからね、旧法のやつは10年以下かなんかについては期限の定めもないものとするというような条項もあったように記憶しとるんだが、間違とるかもわからんが、そういうことでね、新法の場合は期限を決めたらその間は間違いなしに借りれる訳だから、そこらをどういうふうに認識しておるか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）はい、レジャー農園に入園される方につきましては、長期に借りられる方が良くと思うんですが、土地を町に貸される方につきましては、今回みたいに、10年周期ということになってるんですが、これが20年にもなりますと、今、わりと資産運用される方もいらっしゃいますので、そのときの経済事情、家庭状況等も変化するというのがありますので、長くても10年ぐらいが、上限ではないかと考えております。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第11号議案について採決を行います。お諮りいたします。第11号議案については、原案のとおり決

するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって第11号議案は、原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第16、第12号議案、広島県収入証紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第12号議案、広島県収入証紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。広島県証紙条例廃止になったことに伴い、条例を廃止するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 会計管理者。

○会計管理者(加藤) それでは第12号議案、広島県収入証紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、ご説明いたします。議案書の35ページをお願いします。この度の条例廃止は、広島県が県の事業に係る手数料等の証紙による収入方法を廃止し、現金での収入方法に切り替えたことにより、会計管理室の窓口で販売しておりました県証紙の購入基金及び管理が不要となりましたので、条例を廃止するものでございます。施行期日は公布の日からでございます。以上で説明を終わります。

○議長(久留島) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○6番(宗像) 提案理由の中に、広島県証紙条例廃止に伴い条例を廃止するとなっておりますが、広島県がこの条例を廃止した日と、それから広島県が廃止したことを施行した日はいつでしょうか。

○議長(久留島) 会計管理者。

○会計管理者(加藤) まず県が廃止をしたのが、平成25年の11月1日、それから、26年の10月31日までが経過措置で、各自治体等の窓口で証紙を販売しておりましたので、その日ということでございます。

○議長(久留島) 西山議員。

○12番(西山) 証紙条例を廃止をしたということですが、海田町におきましては、証紙等現金で50万円の基金だったと記憶しておりますが、その50万は、どう処理されるん

でしょうか。

○議長（久留島）会計管理者。

○会計管理者（加藤）この条例が廃止をされましたら、一般会計の諸収入、雑入に、この年度内に返還をいたします。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 12 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 12 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 12 号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 17、第 13 号議案、平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 13 号議案、平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 5 号）。この補正予算につきましては、まち・ひと・しごと創生に係る事業費の増額や、入札執行残など、不用額の整理等を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第 13 号議案、平成 26 年度海田町一般会計補正予算（第 5 号）について、ご説明いたします。初めに歳入歳出予算の補正につきまして、資料 10 の、平成 26 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出からご説明いたします。なお、この度の補正予算では、額の確定や決算見込み、事業の未執行による不用額の整理を行っております。その他、国・県支出金の返還金や特別会計の補正予算に伴う繰出金の増減については、件数が多くございますので説明は省略をさせていただきます。また、箇所付けのある投資的経費の増額については、別に資料を提出しております。併せてご覧いただきたいと思っております。それでは、資料 10 の 13 ページ、14 ページをお願いいたします。総務費の財政管理費の基金管理事業につきましては、財源調整のため、財政調整基

金積立金を9,201万2,000円増額するものでございます。次に、企画費の地方版総合戦略策定事業につきましては、国の交付金を活用し、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略と地方人口ビジョンを策定するため、524万9,000円を増額するものでございます。また、実質的には次年度での事業実施となるため、併せて繰越明許費を提出しております。次に、コミュニティ推進費の、新住民活動センター整備事業につきましては、住民活動センターを保健センターの2階に移転するため、47万3,000円を増額するものでございます。続きまして、15、16ページをお願いいたします。防犯対策費の防犯カメラ設置事業につきましては、国の交付金を活用し町内に防犯カメラを設置するため2,000万円を増額するもので、併せて繰越明許費を提出しております。次の、防犯灯管理事業につきましては、電気料金の値上げに伴い85万円を増額するものでございます。続きまして、19、20ページをお願いいたします。戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳一般事務事業につきましては、職員の産休に伴い、3万8,000円を増額するものでございます。続きまして、23、24ページをお願いいたします。民生費の福祉センター太陽光発電設備整備事業につきましては、県の公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金を活用し、太陽光発電設備を整備するための設計業務を行うため、420万円を増額するもので、併せて、繰越明許費を提出しております。続きまして、25、26ページをお願いいたします。障害者福祉費の身体障害者等福祉用具給付事業につきましては、利用の増に伴い158万7,000円を増額するものでございますが、国、県支出金の特定財源がございます。次に、福祉医療費の重度障害者医療費給付事業につきましては、医療費の増による給付費の増額と、県支出金の返還金を合わせ、802万5,000円を増額するものでございますが、給付費の増については県支出金が交付されます。続きまして、35、36ページをお願いいたします。衛生費の塵芥処理費の、ごみ収集処分事業につきましては、資源物の売り払い単価の上昇により、回収奨励金を118万6,000円増額するものでございますが、諸収入に売払収入の増額も計上をしております。続きまして39、40ページをお願いいたします。商工費の商工業振興事業につきましては、国の交付金を活用し、プレミアム商品券の発行に係る経費を助成するため、3,223万4,000円を増額するもので、併せて繰越明許費を提出しております。続きまして、43、44ページをお願いいたします。土木費の道路維持費の町内道路修繕事業につきましては、設計委託費と工事請負費の執行残の減額と合わせ、窪町地内町道2号線の排水ポンプの修繕と浜角地内町道6号線の舗装の修繕を行うため、256万4,000円を増額するものでございますが、双

方の事業ともに繰越明許費を提出しております。続きまして 45、46 ページをお願いいたします。都市計画総務費の地方版総合戦略策定事業（空き家調査）につきましても、地方版総合戦略の策定に際し、町内の空き家の状況を調査するため、42 万円を増額するものでございますが、国から交付金が交付され、併せて繰越明許費を提出しております。次に、駅前整備費の海田市駅エレベーター管理事業につきましても、保守点検の結果により部品を取り替えるため、50 万円を増額するものでございます。続きまして、47、48 ページをお願いいたします。公園費の総合公園指定管理事業につきましても、指定管理候補者の選定委員報償費の執行残の減額と、減免団体の利用の増に伴う有料公園施設使用料減免負担金の増額を合わせ、13 万 3,000 円を増額するものでございます。次の、一般公園管理事業につきましても、不足する修繕料を追加するため 41 万円を増額するものでございます。続きまして、53、54 ページをお願いいたします。消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましても、消防団員の退職に伴い 20 万円を増額するものでございますが、消防団員等公務災害補償等共済基金から退職報償金の財源が交付されません。次の消防団装備更新事業につきましても、国の交付金を活用し、消防団の装備の充実を図るため 600 万円を増額するもので、併せて繰越明許費を提出しております。次に、水防費の防災備蓄事業につきましても、国の交付金を活用して、防災備蓄の充実を図るため、2 万 9,000 円を増額するものでございます。続きまして、59、60 ページをお願いいたします。教育費の学校管理費の中学校改修事業につきましても、海田西中学校木工室ほかの照明器具を更新するため 390 万円を増額するもので、併せて繰越明許費を提出しております。続きまして、65、66 ページをお願いいたします。公債費の元金及び利子につきましても、地方債の借入利率の低下と借入額の減少により、町債元金償還事業を 41 万 2,000 円増額し、町債利子償還事業を 264 万 9,000 円減額するものでございます。続きまして、歳入でございますが、歳入につきましても額の確定や決算見込み、歳出の補正に連動した特定財源の減額がございますが、件数が多くございますのでこれらの説明は省略をさせていただきます。それでは、3 ページ、4 ページをお願いいたします。地方交付税の普通交付税につきましても、今年度の交付決定額のうち、予算に計上していないものの予算措置と、国の経済対策に伴う調整分の復活による増を合わせ、1 億 4,640 万 9,000 円を増額するものでございます。続きまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。国庫支出金の総務費国庫補助金の地域住民生活等緊急支援のための交付金につきましても、別に資料を提出しておりますが、国の補正予算により交付される

もので、地域消費喚起生活支援型 3,013 万 4,000 円、地方創生先行型 2,636 万 6,000 円を合わせ、5,650 万円を増額するものでございます。続きまして、9 ページ、10 ページをお願いいたします。県支出金の災害救助費負担金の、広島県災害時公衆衛生チーム保健衛生班活動費用等県負担金につきましては、広島市の被災地へ保健師を派遣した経費として 3 万 9,000 円を増額するものでございます。財産収入の普通財産売却収入につきましては、曾田地内の公用廃止水路を売却したことにより 167 万 8,000 円を増額するものでございます。次に、繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、3 億 2,087 万 6,000 円を減額するものでございます。続きまして、11、12 ページをお願いいたします。諸収入の生活保護法に基づく返還金につきましては、障害年金の遡及適用による返還金等により、1,171 万 3,000 円を増額するものでございます。次に、諸収入のその他につきましては、公用車事故共済金を 141 万 2,000 円増額するものでございます。次に、町債でございますが、事業費の精算により調整を行っております。続きまして、議案をご説明いたします。第 13 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から 1 億 2,511 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 92 億 1,398 万円とするものでございます。続きまして、繰越明許費でございます。4 ページをお願いいたします。追加 16 件でございます。歳入歳出予算の補正でご説明いたしましたもののほか、年度内の完成が見込まれないものについて、繰越明許費の議決をお願いするものでございます。続きまして、地方債の補正でございます。6 ページから 7 ページにかけての変更 9 件でございますが、内容につきましては、歳入歳出予算の補正でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。続きまして、プレミアム商品券の発行について担当課からご説明いたします。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前） それでは、プレミアム付き商品券補助事業についてご説明させていただきます。資料 12 のプレミアム付き商品券補助事業の概要についてをお願いいたします。この事業は国の交付金を活用いたしまして、広島安芸商工会が発行する商品券に係る経費につきまして補助するものでございまして、プレミア率 20 パーセントの商品券を 1 万 2,000 セット販売することとしております。販売額につきましては、一般の方には一セット 1 万円、高校生以下のお子さんが 3 人以上いる多子世帯の皆さんには、特例といたしまして 1 世帯 1 セット限り 8,000 円でご購入いただけるようにしております。次のページをお願いいたします。換金手数料につきましては、先日の全員協議会でのご

意見を踏まえ見直しを行いまして、商工会の方は0パーセント、会員でない方は1パーセントといたしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑あれば許します。宮坂議員。

○11番（宮坂）何点か質疑さしてもらいます。附箋をやっているのがあれなんでページごとにやっていきたいんですけども、この資料10によって、まず10ページなんですけども、資源物の売払いで先ほどの単価のアップって言われたんですけども、資源物、収入ね、10ページの一番下、雑入、資源物売払金で先ほど単価のアップって言われたんですけども、何がどのぐらいアップしたのかということをお教えください。続きまして、先ほど言われた、14ページ、住民活動センター引越業務ってあったんですけども、これは現在の住民活動センターはどのような扱いになってどうするのかをお教えください。続きまして、プレミアは最後にして、もう一点、地方版総合戦略、46ページ、これについては前回全協で説明があつて、私がもしかしたら聞き落としたのかもしれないんですけども、46ページ、空き家の、なんですかいね、空き家を調べる、空き家調査、これはいつ頃をめどにやられるのかというのを教えてください。それから最後になりますけど何点かここにあるんですが、プレミアム付き商品券の件で、まず、他の市町の動向はどのようなになっているのか、発行するのか。その点で、この件に関して2、3点あるんですけども、続きまして、第1期販売でなくて、第2期販売、これは1人、5セットを上限に販売するとあるんですけども、これは、1人5セットを、多分取扱店舗がですね、どのようにチェックするのか。1人が買って、他の扱い店舗で買うということも想定されるんですよ。ただ、おそらくすぐに売り切れと思うんですけども、わからない、1人が5セットまでとあるんですけども、それをその人が別の扱い店で買う場合があると思うんですけども、その確認はどうするのか。それから、これはですね、私一般質問にもつながるんであれなんですけども、今後はプレミアム商品券を扱う業者、公募すると思うんですけども、そちらが前回とかは、換金日を設けてたんですけども、取り扱い業者が、換金するのに換金日を設けたと思うんですけども、この度は換金日を設けるのでしょうか。取り扱いの換金方法はどうか、商工会に行ったらすぐに商品券が現金化されるのか。これに関して最後になるんですけども、最初に引換券を配りますよね。一番最初、広報かいたと一緒に、配るときに。その時、引き換え券には名前住所等を書くようにするのか。以上、お願いします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）まず、1点目の資源物の売払金の額の変動でございますが、当初予算、まずスチールにつきまして、当初予算21円が26.9円、次にアルミにつきましては95円が132.4円、新聞紙につきましては、11.5円が15円、雑誌につきましては、11円が13円、ダンボールにつきましては、14円が16円、布類につきましては、9円、これはそのままでございます。最後に牛乳パックについてでございますが12.2円が15円、入札後の金額となっております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今現在窪町あります住民活動センターの跡地でございますが、移転が終了しました段階で総務課に移管いたしまして、公文書の保管場所とそうのようにしたいと考えております。それから、少し私に関係がありますところを続けて申し上げますが、空き家調査につきましては、現在、もともとは来年度いっぱい調査するところを戦略の策定に間に合うように調査期間を短縮すると、最後の期間については、まだどのぐらいでできるかというところを踏まえて今検討をしています。それから、プレミアム商品券の中で、他の市町の状態でございますが、これは1月に開かれました副町長会議で聞きました段階におきましては、9町ございますが、そのうち安芸郡4町は、私どもと同じ20パーセントのプレミアム率で実施、それから、残りの5町につきましては、プレミアム率を10パーセントにして実施という形にしております。現段階で、まだ、市の方がどのようにやるかという情報が入ってきておりません。残りについては、企画課長の方から説明させます。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）チェックの方法でございますが、1人5セットまでということですね、実際どのようにチェックするのかということなんですが、これにつきましては、基本的に皆様方には、広報等を通じてですね、これについては、しっかり守っていただく。ただ、ひとりひとりチェックはやはり困難でございますので、これやはりみなさんにちゃんと守っていただけるんだという前提のもとにやらせていただきたいというふうに考えております。次にですね、換金手数料とその方法なんですが、今回、商工会の方で換金作業を行っていただく予定にしております。それで、商工会員の人については換金手数料が発生せずに、非会員の方については、換金手数料が1パーセントほどかかるという形にさせていただこうというふうに考えております。それとですね、引換券、これ

は広報と一緒にですね、商工会で発行する引換券付きのチラシを配る予定なんですけども、これについては、それと引き換えにですね、回収するというふうに考えておるので、そこに名前を書いて、今のところは名前を書いていただく予定はないですが、とにかくそれを何度も使えないような形にしていきたいというふうに考えております。あとですね、換金日なんですけど、これにつきましては随時、商工会が開いているときに来ていただければ、商工会の方ですね、すぐに対応させていただいて、そのときに現金もしくは次の日ぐらいにですね、振り込みをさせていただくということで、すみやかな換金を検討されているようでございます。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）では、先に空き家の件なんですけども、空き家調査の件なんですけども、これちょっと私が、情報で入ってきたんですけども、5月をめどに行われるんじゃないかというふうに入ったんですよ。というのが、国の方で、空き家対策特別措置法というのが、施行されるのかされたのか分からないんですけど、それに伴ってですね、国交省が指導してですね、5月をめどに空き家を調べなさい、それによって、あまりにも空き家が、空き家っていうか、どういった空き家をやるかというのは、各市町によって基準はつくるんですけども、私が調べたところによると、特定空き家というような空き家に指定すると、その空き家であっても、もう更地と同じような扱いにして、要は固定資産を更地並みに取るようなことができるという、そういった指導を国交省の方から受けているんじゃないかというふうに思うんですけど、その指導はきているんでしょうか。それは全然聞いてないかどうか、それを確認。それと商品券、一つ聞き忘れたんですけども、多子世帯、高校生以下3人のお子さんがいらっしゃる多子世帯は8,000円で最初1セット限り販売するって言われたんですけども、この多子世帯は何世帯ぐらいを想定されているのか。それから、引換券にね、名前と、そりゃまあいいんですけど、私が懸念するのは、町内全世帯に、例えば自治会に加入していない各世帯にも、広報は配りますよね。そうすると、特にワンルームのマンションとか、そういったところには、入れっ放しで、引き取り手がいないとか、ずっと投げっぱなしになっている場合があるんですよ。そういったところをねらって、引換券を、窃盗するというようなことも考えられるんですけども、そのために名前と住所は記入した方が、後から確認をしやすいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず空き家の調査でございますが、今回の調査につきましては、当初はおっしゃられた、特別措置法に基づく空き家についての調査だけを考えておりましたが、今回特に国の交付金を使うという中で、今後の人口増をねらう中で、空き家対策の方は防犯とかそういう意識もありますが、それ以上に、空き家をその後どのように建て替えられるかというところの調査、そういった面での調査もしたいというふうに思っておりますので、従来の調査、プラス、そういった人口増につなげるところという分析というところを考えております。前後いたしました、まだ国交省から詳しいものはきておりません。ただくるという前提のもとで組んでおいたものを、そういった人口増へ結びつけるというところで、今、補正の方へ回しましたので、その点について、どこまでで調査できるかということは今から検討したいと思っております。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）まず、多子世帯についてでございますが、現在、360世帯ほどございまして、約400弱ぐらい想定しているものでございます。また、次にですね、先ほどの窃盗ということがおきてはならぬのであれなんです、引換券のところですね、名前欄を設けることによって、それで、書いていただいてそれでそれが抑止力につながるかどうか、その辺も含めてですね、今後、商工会と協議して検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）3回までしか質疑ができないんであれなんですけども、10日ちょっと前の2月17日の全協で説明を受けて、そこから方針というかやり方が、私にすれば良いように変わったんですけども、ただ、この10日余りの日に方針が変わったんであって、まだ私疑問に思って、まあ変わったんで、まず一般質問が大分変わってしまうんですけど、私自身がやる、あの、一般質問で出しているように、このプレミアム分については、町の持ち出しが最初2,400万、で、さっき言われた多子世帯が400件弱で考えると、80万ぐらいですね、大体。100万弱、で大体2,500万弱が持ち出しになるんですよ。で、これに関する交付金が3,013万、自主財源含めて3,223万円、ですね、この商品券の発行に係る総額が、予算的には。それに対して、2,500万円弱、で、残りがですね、印刷製本費とか新聞折り込み、またもろもろの金がかかってくると思うんですけど、そんなにお金はかからないと思うんですけども、その他の予算というか、それは、この前の説明では手数料とか事務手数料とか言われたんですけども、その辺をもう少し詳しく、今

できれば言えませんかねと思ってね。どういうふうに商工会がどのように換金するかわからんのですけども、おそらくですよ、商工会自体にお金は多分現金で常に置いておくという訳でないと思うんで、銀行から振り込みになるんじゃないかと思うんですよ。わかんないんだけど。そうすると、商工会から、銀行から振り込みをやるということになって、何件ぐらいのあれがあるかわからんんじゃないけど、銀行で例えばキャッシュコーナーでやれば、手数料はゼロでしょ。件数が多いんで、キャッシュコーナーなんかでやりよったら他のお客さんが迷惑するのでできないと思うんですけども、窓口でやっても、単位によって違うんじゃないけえ 108 円から高くて 540 円ぐらい。そこまで手数料がかかるかなと思うんですけども、もしこの予算が余った場合には、国庫にお返しするようになるの、どうなんですか。そこ、いっただけ僕確認したいんですよ。余った場合は、国に返すようになるのかな。そこがちょっと知りたかったんで。分かりますよね。国から 3,013 万 4,000 円、くるんですよ。自主財源 210 万って、確かありました。これ、全額商品券に使ういうてあったんですけども、このお金が余った場合のこの交付金の扱いはどうなるんでしょうか。まだあったかな、まあいいや、それを教えてください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず費用の方でございますが、40 ページのほうに書いておりますように、全てにおいてで 3,223 万 4,000 円の支出という中で、国庫支出金はおっしゃるとおり、3,013 万 4,000 円で、全ての執行額が 3,013 万 4,000 円を下回るようですと、返還という話は当然出てくる形になります。で、そのときに、逆に言いますと、私どもとしては第 2 期を発行するということで、まずプレミアム分についてはほぼ全部いくだろうというふうに思っております。それから、残りのいろんな事務費については、商工会の方でやはり人件費その他も見られて、今見積りの方いただいております、その金額で現在計上しております、先ほどおっしゃいましたような換金に係る人件費とか、そういった事務手数料も含めて、一応今積算してこられた中で計算しております。実質、あと 160 万円、見ていただいたら分かりますが、160 万単町費をつぎ込んでおりますが、この部分が減額になりましても戻す必要がないと。私どもとしてはこの範囲内でしか余らない、というふうな、議員もおっしゃいましたように、返すのは、みすみす、海田町へくるお金を返すというのではないように、もし全額になりますと、持ち出しも少し出ますが、持ち出し部分を作ることによって、これを完全消化するという形で考えております。現段階で総経費出ておまして、全体的に申しますと、当初の見込みよりも変えたりとかい

ろいろとやって、一週間で変えましたので、補正額についてまだ少し余裕というか、荒い見積もりをしているところございますが、これで一応1パーセントと0パーセントでできる費目という形で今商工会の方と話がついております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）5番、住吉です。三つほどお伺いします。まず防犯カメラ事業、こちらですが、9月定例会の一般質問で、私と前田議員が防犯カメラ設置について一般質問をさせていただきました。そのときの答弁を聞いておりますと、私が通学路にということまで質問をしたら、執行部の答弁は、通学路に限らず不法投棄や交通安全等も考えて設置する、というお話でしたが、こればっくと見ると、30か所しか付けてないんですね。新たに、付けるんですよ。これ、皆さんに人通りの少ない通学路もカバーできてないし、不法投棄の多い場所もカバーできていないように思いますが、なぜ今回30か所に限定したのか。27年度予算で、各小・中学校にも付けるし、ごみステーションにも付けるようになってるように見えますが、なぜ今回30か所に限定してしまったのか。で、第2点、同じく防犯カメラですが、こちらの資料の方を見ていますと、ネットワーク回線で結んで、役場の方から角度と方向を調整するようになっておりますが、これは常時だれか職員が貼り付いて、これを操作するのか。防犯カメラに関してはこの2点。もう1点プレミアム付き商品券、こちら先ほどの説明で、多子世帯支援、高校生3人以上のところは1セットに限り8,000で販売する。なぜ多子世帯に限ってしまったのかと。実際、世羅町なんかは小6以下の子どもがいるところは配布になってますよね、配布。うちは販売ですよ。でしたら、なにも子どもが3人以上なんて言わずに、それこそ中学生以下の子どもがいる世帯であるとか、あるいは高齢者の外出支援ということで、後期高齢者のいらっしゃる世帯であるとか、販売であれば、もっとこういった幅広い支援方法もあったんじゃないかと思うんですが、なぜ多子世帯だけに限定してしまったのか。以上3点お尋ねします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）まず、防犯カメラ、この補正でなぜ30か所かと。このことにつきまして、当初、生活安全課としまして、53か所の防犯カメラの設置を考えておりまして、これを今回の交付金で設置させていただく、その額が決まっておりますので、とりあえずこの交付金を活用しまして30か所設置をさせていただきます。残りにつきましては、来年度、15か所を、今のところ予定をしています。8か所ほど、国・県、県道矢野海田

の地下道でありますとか、国道 31 号の地下道、これ、計 8 か所ございますが、これにつきましては県・国の方へですね、引き続き、要望してまいりたいと考えております。防犯カメラのネットワークで常時職員が監視するののかということでございますが、画像につきましては、庁舎内にサーバーを置きまして、そちらの方で録画をするように考えております。職員が常に監視ということではございませんが、警察等ですね、必要に応じて、情報提供したりですね、災害時に使用することも考えておりますので、そういった場合は、角度を変えて、冠水の状況でありますとか、浸水状況を随時確認してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）商品券についてでございますが、今回まず一つが、消費喚起型という形で、全世帯にはなってませんが、一定の使用されるだろうという率を考えましたときに、全世帯に、使われない方がまず 1 枚ずつ全世帯に渡るよという形のところを考えまして、これで全体では 1 万 2,000 といたしました。それで、さらに交付金の若干の余裕が見えるという中で、それをどう使うかという中で、今回の戦略ではやはり子育て支援というところがメインになるという部分で、それをどのようにしていくかと。当然にこれを、子育てされている、いわゆる子どもさんが 1 人いらっしゃるところからずっとがあるんですが、一応今回交付金の範囲内でさせていただこうと考えたときに、3 子以上で、先ほど申しました 360 程度というところだと、この交付金、若干の持ち出しで済むというところで、考えました。2 子以上、それから先ほどおっしゃられたようなところということになると、相当数、持ち出しが出ると。若しくは、他の自治体がおやりになっているように、一般世帯には一切販売せずに、そういった特定のところへ配布するというのは、これも今回政府は認めている訳ですけども、それではやはり一般の方の消費喚起というところへ結びつかないというふうに考えましたので、まず今回の商品券を考えたときに、消費喚起型というところのもともとの原則で、一般家庭の方に 2 割のプレミアムを付けてお配りすると。さらにその上乗せをするというのを、残りの交付金の中で考えたところで、多子世帯と、3 子以上というところの上乗せをするという考え方にしたところでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）防犯カメラなんですけど、角度や方向の調整は理解できました。ただやはり予算に限りがあったからいうて、30 か所にとどめてしまった。53 か所必要なのに 30 か

所にとどめたのは、いかがなものかと思うんですよ。実際この地図で見ても、例えば、細かい話できませんけども、自治会長やっていると色々な不審者情報が入ってくるんですね、こっちでも調べたり。当てはまったところにいつも付いてないんですよ。あるいはつい最近でしたら先月の 20 日と二十何日かに、この役場のすぐそばで 2 件の声かけ事案が発生しているんですよ。そこも、この図を見たらカバーされてない。危なかしい場所がむしろ外されているんですよね。ここはやはり持ち出ししてでも必要と感じたところ全か所一斉につけた方がよろしかったんじゃないかと思うんですが、それはなぜできなかったのか不思議でならんのです。そこをもう一度お願いします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）今回の 30 か所につきましては、海田警察の方と協議をいたしまして、犯罪発生箇所でありますとか、その撮影方法、設置箇所等につきまして、いろいろ協議をする中で、最低限ここは押さえておきたいというところを、警察協議の中で決めてまいりまして、今回の 30 か所になったものでございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この防犯カメラにつきましては、もともとは当初予算で計上を考えておりました。そのときの考え方でいくと、防犯・防災の部分については、警察との協議とがあって 2 年間で、27、28 という形で考えておりました。それ以外に、不法投棄、これは当初予算にもあれしていると思うんですが、それから学校、これを別個に考えての形の中で、急遽、交付金を使用するにあたってという形で、ある程度、どういうんですかね、直ちに発注できるように考えていたところを持ってきております。そういう意味で、今後、全くこれでやめる気はございませんし、今後についてははっきり言いまして全部一般財源になりますが、そこら辺につきましては、今回付きますものが、今、警察協議進んでおりますが、自治会の方であるとか、それから防災の面でいったときには、消防団とかそういうところで協議をしてですね、不足分につきましては、年度途中かもしくは 28 年度当初予算で措置してまいりたいとそのように考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）資料 10 の 14 ページ、企画費、地方版総合戦略策定事業でございますが、そこで策定委員を選定されて事業を進められるんですけども、この策定委員は何名で、どういった方で、まず構成をされるのでしょうか。次に、22 ページの社会福祉総務費の臨時福祉給付金給付事業でございますが、今朝の行政報告で 3,209 名の方に給付をした

というご報告がございました。執行残が、1,464万5,000円、となりますと、この3,209名は何十パーセントの給付の人口にあたるのでしょうか。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）1点目のですね、総合戦略の策定委員なんですが、現在10名を考慮しております、現在メンバーにつきましてはですね、いろんな分野からの方々から、選んでいくように、現在検討しているところでございます。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）非課税の人数が3,843人いらっしゃいました。支給した人数が3,209人でございますので、支給の率としましては38.5パーセントと考えております。ごめんなさい、83.5パーセントでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）再質問いたします。先ほど策定委員の24万4,000円計上されておりますが、何回の会議を想定なさっているのでしょうか。今回、次の臨時福祉給付金でございますが、本年平成27年度もうこの給付が始まる訳ですけども、こういったことで十数パーセントは受け取りに来られなかったのでしょうか。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）開催回数ですが、4回を現在考えております。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）先ほど言いました非課税人数3,843人のうちですね、扶養にとられてる方が、その中に含まれている。正確な数字がわからないところがありましてですね、率が83.5パーセントにとどまっているという状況もあるかと思えます。あと、広報に折り込みをしましたが、それに対して反応がなかった方が若干いらっしゃる状況でございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。何点かお尋ねをいたしますが、一つは、先ほど質疑があった臨時の給付ですね、83.5パーセント、執行残が出てくる、見積もりがどうだったのかよう分かりませんが、PRが足らぬのでこういう結果になったのではないかと、私には判断するんですが、その辺は、国に返すのと歳出の中でも減額になっておる訳が、それはどうなのか、お尋ねをいたします。それから、歳出の方で、総務費のところ、地方版総合戦略ですね、資料11にそれぞれ説明があるんですが、これ、

まち・ひと・しごとの創生法の中に、5年間でこれを策定をしてやるということがある訳ですが、これ以外の、そういう町としての、そういう創生法に基づくまちづくりですね、これは、先ほどあった、なんか謝礼とか策定委員会とかいうのがあるんでしょうけれども、これの見通しですね、いっぱいある訳ですよ。この間の全協では仕事のことについてはもうハローワークとか、そういうところで対応せにゃあ、小さな町ではできないというのがありました、5年間の位置づけとして、例えば、長期、中長期ですね、あるいは基本目標であるとか、主な主要事業とか、あるいは施策とかいうのがあるんですが、この辺の、海田町にとってこれを有効に使ってまちづくりをする、これはどういう方向で進んでいくのか、それをお尋ねをいたします。それからですね、先ほどから出ております空き家調査の問題、空き家調査の委託料として420万。結局は、先ほど人口増に結びつけるというような副町長の答弁がございましたけれども、結局は、どうなるのかというのがね、あるんですね、まあ、それを使って新築をするとか改築をするとか人を結びつける。全国の町や村や市がですね、こういうことをやると人口そのものが減ってきておる、収入が少ないから、親子で住むというようなね、状況が海田町でもかなり進んできておるんですが、ますます空き家が増えてくる。そういう条件もあるし、予備軍というかね、そういうのもある訳ですが、これを行って危険家屋であるとか、あるいは犯罪に結びつく、そういう所の調査をするのであればまだ理解できますけれども、人口増につなげるということになると、ちょっと行き過ぎた誇大広告みたいなね、そういうところに結びつくのではないかというように思うんですが、その辺はどうなんですか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）執行残が多かったというご指摘でございますが、この臨時福祉給付金につきましては、急に決まった制度でありましてですね、大きな予算をちょっと若干取り過ぎたという状況でございます。ただ、PRにつきましてはですね、毎月広報することで対応したこと、あと、当初ですね、申請期間を3か月にしておりましたが、12月末までの6か月に変更した、それと最後の12月については、折り込みチラシを入れるなど、対策をとってきたと考えております。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）2点目のですね、総合戦略についてなんですが、まず、今回の総合戦略につきましては特に海田町でいいますと、子育て安全・安心の分野に特に力を入れて

いくことになるかと思えます。その他の仕事である雇用については広域的に連携を図りながら盛り込んでいく予定でございますが、それ以外のハードの計画等につきましてはですね、今回並行して策定いたします総合計画の中で、総合計画後期計画の中で位置づけてまいりまして、実施していくというふうな考え方でございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）2点目の空き家調査でございますけども、その人口増というときに、なかなか現在その計画的にどういう形で、新たな住宅地の開発というのはこれは民間の方にお任せするしかないかなという中で、空き家につきましては、昨今もいわゆる少数的ではございますが、実際に空き家を壊されて更地にされたところへは、次の住宅がほぼ建ってきております。そういうこととなりますと、単にその安全・安心のためだけに空き家の調査をするのではなしに、その後のことを、だからそれがどういう所有形態になっているとかそこらを調べるとともに、どういう手段を加えれば新たな建物になるのかと。海田の場合には空き家バンクとかそういうようなものではなかなか、中山間の方と違って住まれる方が少ないと思えますので、そういった最近、相当空き家だったところが、解体に入ったらそのあと割と早いうちにこんどは新築住宅が建っているという事例が出ておりますから、これがもっと広まらないかというところの調査を加えたいと。空き家の実態プラス空き家をどうやってそういう更新に結びつけるかというところを加えることによって、人口増といったら先ほど誇大広告だと言われましたが、それらのやっぱりそれでも何世帯か増えれば、人口増というふうに思っております、そのところを、海田町はよその空き家調査とは違う意味で、この戦略の中で調査をしたいと、そういう趣旨でございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）臨時福祉給付金の問題について、本来、給付しなければならないところを残しておるのではないかと、本来もらわなければならないところが、状況を知らなかったり手続を怠ったりね、そういうところ、本来の目的をそこに照準を当てないかんに、それが漏れておるのではないかとというのが心配なんで、そのことを言ったんですが、本来、渡さんにゃいけんとか残つとるかどうか。それからもう一つ、今の国のまち・しごとの創生ですね、長期ビジョンとして5年間ある訳ですが、先ほど具体的な例として補正を組んだり、来年度もそういう法に基づいて、資金を活用しながらやっておいでの方向でございますけれども、町として総合戦略、この概要についてですね、いろいろこう

いう指標が定められとるのか、仕事やそういう問題はちょっと難しいかもしれませんが、結婚の問題であるとか、それから出産、子育てですね、好循環を支えるまちの活性化の問題、いろいろこう具体的に出されておるんですが、そういう長期ビジョンがね、今から、そういうのをつくるんでしょうけども、見えないんですね。ただ、補正で単発的なことをやる。来年度、じゃどうするんだということになれば、まだ、国の方針どおりに、原稿を読むぐらいしかないんですが、海田町にとってこれを活用してどのようにするのか、この指標が見えないので、お尋ねをする訳です。まあ、空き家の問題は、いいです。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）臨時福祉給付金の申請者が、本来いらっしゃる方が申請が漏れているんじゃないかというご指摘でございますが、こちらの方につきましてはですね、申請書の発送につきましては、社会福祉課の方で税情報を持ちませんので、税務課からご案内をさせていただきましてですね、その方的人数、非課税の人数が、先ほど言いました3,843人、ただ、この3,843人につきましてはですね、実際には、町外のお子さんの扶養にとられているとか、そういうところまで把握できてない部分もありまして、その数がイコール83.5パーセント、というのが、本来の数字かどうかというのもちょっと定かじゃない。ただ実際的にパーセントを出す上でですね、今現在海田町にいらっしゃる非課税の方をもとに算出しております。で、できるだけのことをとということで、広報、またチラシでのお知らせをしておるとということで、町としてはできるだけの努力をしたという考えを持っております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まち・ひと・しごとの戦略につきましては、先日の全協でも申し上げましたように、やはり今から中期的なものにつきましては、今からやはり定めると、先ほど企画課長が申しましたような方針のもとの中で、今から定めるところでございますし、この部分につきましては、当然に産業界だとかマスコミとかという、いろんなところからの意見も聞けとなっておりますが、もうひとつ制度の方からは、議会と一緒にやってという文言もございますので、早いうちに私どもの方で素案をつくって皆様方にお示しする中で、海田町の戦略とどのようなものにするのかということを検討してまいりたいと、そのように考えております。現段階では、国からいろいろメニューが出ておりますが、ややもするとちょっと中山間の方の振興に近いようなメニューが多くございますので、海田町に見合うものがどういうものかということで、今回はあくまでも補正予

算で国が計上された消費喚起とそれから地方創設、先行と、先行型というところだけが今取り組んでおりますので、全体については、いましばらくお待ちいただきたいと思えます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）8番、岡田です。先ほどのことなんですが政策の策定の事なんですけど、広島県は9月ぐらいをめどに策定するんだというふうなことを発表しとるらしいんですけども、これは広島県とのかかわりもあるんでしょうけども、こういうふうな、海田町もこういうふうな時期ぐらいなのかということと、あとは、46ページの、中店小学校線の7,900万ぐらいの執行残が出ておるんですけども、これちょっと中身をお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）戦略についていきますと、今、国の指導は27年度中という形になっております。その中で、県の方は先行型で9月ぐらいまでには、これは国への概算要求に間に合わせるために、9月ぐらいまでにその戦略を定かにしたいと。その段階で、県内の市町に対しても、同じぐらいのスピード感でどうかというような話は聞いております。その中で海田町として、そういった特に人口フレームがどの程度でできるかとかということ踏まえながら、県と歩調を合わせるといいますか、県が言っています国に対して概算要求でもって、特に28年度からこれだけの金が要るということを要求するためには、やはり9月というところが一つの区切りかなと思っておりますので、それに合わせてがんばりたいと思っております。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）はい。次にご質問の、中店小学校線の7,955万6,000円の減につきましては、当初町が交付金を要望していた要望額より実際の交付金額が下がったことによりまして、それぞれの委託料、用地購入費、物件移転補償の購入等を取りやめたことによる執行残いうか減でございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）まずね、明許のところ、ね、弁護士会館の建設補助金、ね、弁護士会館の建設補助金になぜ20万円もの補助金があるのかどうかということ、まずこれが一つ。それと答弁も難しいかもわからんが、先ほど来、プレミアム商品券のことで随分出とるんですがね、一枚だけとか1万円ぐらいのあれだと、今頃ちょっとした夕方の買い

物しても、1万や1万5,000円買い物をするのではないか。だからこれは大変だろうと思うけどもね。前回は、何か車を買うのに30万円ぐらい一遍に買ったとかね、というような人もあるんで、非常に販売が難しいと思うが、あまりにもこれね、1人1万円ぐらいのね、2回目については5万円ぐらいということなるとるけども、ちょっとこれは一考を要するんじゃないか。やっぱり最初、売れ行きもあるかもわからんが、少なし3万円ぐらいは買えんと、それほどのメリットがないんじゃないかという気がするんですがその考えがひとつと、資料の10のほうからいきますと、まず、16ページよね、この中で、いわゆる過誤納金というのが750万円ほど減額なるとるんですが、大体、こういうものはどういふものを想定としとってこれが750万ほど減額になったのかというね、それが一つ。二つ目にはね、24ページ、太陽光、これが実際どれぐらい効果というか、経済的に足しになるんか、これが4,200万円ほど計上しておる訳ですが、何年ぐらいで回収する予定になとるんか。これ、いろいろメンテやりよると、20年も30年もかかって回収ができのじゃないかというようなね、今ごろそういう、いろんなので経済効果では言われとるけども、420万、一桁間違うたか、そりゃそれでええわ、どれだけの方で回収というか、そういうことを考慮しておるかというのが二つ目かの三つ目かの。その次には、54ページ、ここで消防のね、備品が600万というふうになとる、消防車か何を買うんかよう分からんけども、そういう備品の600万というのと、もう一つは国信のね、これは5,000万、当初予算組んだような気がするんだけども、執行残がね970万か、これのね、執行残がもう5,000万の中で、1,000万円も2割近いものが余るような積算しとる訳よね。1,000万円もあれば他の事業もできたんじゃないかと、こういう非常に積算が甘いというかでたらめというたら悪いけども、それに近いような積算をしとるんだよね。どういふことでこれだけの2割もの残が出てきたのか、こういうところ聞きたい。防犯カメラについては一般質問も出しとるんで多くは言いませんが、53か所ぐらいということで、最終的にはもっとね、細部にわたって付けてほしいんだけども、これまた詳しいことは別個のとこの機会に聞くとしてね、53か所というのが、できれば主などこにも付けたいが、それ次年度だけでやめるんか、それとも2、3年かけてもっと箇所を増やしていくのかというような考え、大まかなところ聞きたい。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）まず弁護士会館の建設補助の補助金の事でございますが、これは平成26年度にもう既に予算化されたものでございまして、これは弁護士会館の新築に際しま

して法曹界の充実が県民の利益になるということでございまして、安芸郡4町で歩調を合わせて補助をさせていただいたものでございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）2点目の商品券と一番最後の防犯カメラは私の方からお答えさせていただきます。商品券につきましては、はっきり言いまして、国からの交付金をいかに使うかという形で、国からの交付金から逆算しますと、2割のプレミアムですと1世帯たり1枚が精いっぱいだったというところでございます。防犯カメラにつきましては、2年間で何とか必要なところを、ですから2年目どの程度になるか分かりませんが、2年間で必要なところを整備してまいりたい、そのように考えています。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（中下）過誤納付金、還付事業、町税、返還金の主なものといたしましては、所得税の確定申告に伴う個人住民税の還付、あるいは予定申告納付の確定申告に伴う法人町民税の還付等がございます。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）福祉センターの太陽光の発電の設備、整備の件に関しましては、また設計段階ではございますが、現時点での効果額としては、年額16万9,000円を見込んでおります。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）消防団の装備更新事業でございますが、今回、予定しておりますのが活動服の夏冬用、アポロキャップ、ベルト、編み上げ靴、合羽、これらそれぞれ消防団、現任の消防団に配付、貸与したいと考えております。それと、国信消防庫の整備工事の方でございますが、こちらの方、三つの工事がございまして、最初の造成、それと建築、最後に舗装と、三つに分けて発注をいたしております。それぞれの業者の方の営業努力によりまして、単価の方は下がってきたんだろうと考えております。それと防犯カメラにつきましては、先ほども答弁させていただいたんですが、本年度30、来年度また、15基、それプラスまた、県道、国道の地下道、これらも増設を考えておるところでございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）福祉センターの太陽光発電につきましては、この度、設計の方を補正でお願いいたしまして、その設計ができました段階で、今度は建設の工事のほうの予算を

お願いして、27年度中に工事を実施したいと、そのように考えてます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第13号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第13号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第13号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第18、第14号議案、平成26年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第14号議案、平成26年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。この補正予算につきましては、公共下水道整備事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）それでは、第14号議案、平成26年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、説明いたします。歳入、歳出の補正につきましては、お手元にお配りしております資料16の平成26年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から説明いたします。この度の補正予算では、一般会計と同様に、額の確定や決算見込み、事業の執行残の整理を行っております。それでは、資料16の3ページ、4ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理費の職員給与費事業、公共下水道使用料徴収事業、一般管理一般事務事業をそれぞれ減額し、一般管理費を708万8,000円減額するものでございます。5ページ、6ページをお願いいたします。水洗便所普及費の水洗便所設備資金貸付金貸付事業につきましては、900万円減額するものでございます。7ページ、8ページをお願いいたします。事業費の下水道事業費の公共下水道整備費の公共下水道計画変更事業、公共下水道整備事業、公共下水道管理事業、太田川流域下水道事業、東部浄化センター維持管理事業、それぞれ減額し、公共下水道整

備費を6,017万9,000円減額するものでございます。9ページ、10ページをお願いいたします。公債費についてですが、元金を9万8,000円、利子を74万9,000円減額するものでございます。続きまして、歳入について説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。歳入につきましても、額の確定や決算見込み、歳出の補正に連動した特定財源の増減がございしますが、詳細な説明は省略させていただきます。繰入金的一般会計繰入金につきましても、財源調整といたしまして、4,012万円を減額するものでございます。続きまして、議案について説明いたします。第14号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から7,711万4,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を14億984万2,000円とするものでございます。次に、議案3ページ、第2表、地方債補正につきましても、事業費の減により、町債の限度額を1億4,740万円とするものでございます。以上で、平成26年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、説明を終わります。

- 議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。下岡議員。
- 4番（下岡）はい、先ほどですね、7,700万減額ということで、事業費が4,900万減額ということなんですけれどもですね、現実的にはですね、予算を余した元の理由というのはですね、二つの事業を積み残したと。26年度で行わなかったということですね、その理由については、国からの補助金、これ1,540万ですか、これがですね、予算には計上したけれども、認められなかったと、裏づけがなかったということですね、この2事業をやらなかったということなんですけれども、これはですね、先ほど、町道認定の時にはですね、建設課長はですね、予算で議会が議決したものは必ずやるという説明をされましたけれども、一方、下水道事業においてはですね、予算で、26年度当初予算で議決したけれどもですね、国からの補助金が来なかったからですね、見送ったということなんですけれども、この同じ建設部内ではですね、建設課長と下水道課長がですね、議会の議決に対してですね、やるかやらないかという意味ではですね、違う説明をしてる、その整合性がないんじゃないかということがまず第1点。第2点目はですね、この公共下水道事業については、もともとですね、平成22年から27年までですね、5年間延伸して27年度にですね、全域で公共下水道を完備するという方針のもとにやってきた中で、26年度当初予算においてですね、26年度に1年前倒ししてですね、全域、一部畝地区で特別の理由によってですね、できない地区があるけれども、それ以外の地区においては26年度で全部やるという方針を示された訳ですから、これについてはです

ね、やはり予定どおりですね、国の補助金が来なくてもですね、やるという考え方があってもよかったんじゃないかと。例えば具体的に言うのですね、この一般会計からの繰入金なんか4,000万減額なってる訳ですから、ここです、十分に今の国の補助金をですね、1,540万賄うことができると、あるいは町債もですね、減額してる訳ですから、意思決定によってはですね、十分に26年度です、全域をですね、やることができました。それをやらなかった理由について、2点目、問います。それから、3点目についてはですね、二つの工事をやらないことですから、約30所帯がですね、工事が1年繰り越されるということで、もう、そういう前提で来てますから、この、工事が完了しない供用開始できない地区の中にはですね、もちろん、例えば合併浄化槽なんか付いて特に急がない方もいらっしゃるけれども、水洗便所化されてなくてですね、これが、公共下水道が完備したらですね、早期に接続したいと言われる方も何人いらっしゃる。具体的にですね、町の方にもですね、この4月から接続したいという希望で相談された方もいらっしゃると思うんですね。そういった意味で、このやらなかった地区に対する説明、これをどうされるのか。少なくともですね、その相談された方に対してはですね、今回4月から供用開始できない理由について、きちっと説明すべきだと思いますけれども、3点目ね。それから4点目、ということですから、接続できない家庭、いらっしゃる。で、27年度当初予算で計上してですね、当然27年度にその残りの二つの工事はされると思いますけれども、やってもですね、その方たちは、今までのやり方からすると、1年間かかって工事をやって翌年の4月に供用開始になると。4月以降にですね接続開始ということになるんだと思うんですねけれども、こういった事情の中でですね、工事が完成すればですね、早期に供用開始接続ができるようなことはできないのか、第4点目。以上4点質問します。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目と2点目については私の方から答弁をいたします。ある意味同じになると思いますけれども、現段階で、投資的事業をやります場合、国の交付金が見込まれる場合には、最大限国の交付金を使ってということをお原則にしております。例えば、それがあまりにも遅れるとか緊急性を要するという場合には当然に単独町費の上増しということもやぶさかではございませんが、原則的には、国からの交付金という形で、それは先ほど建設部内で不統一ということがございましたが、中店小学校線におきましても、その交付金の減に伴ってそれを減にさせていただくと、これは従来ずっととって

きた手法でございまして、そのかわり、緊急経済対策とかそういうところで国から新たな交付金が望める場合には、前倒しをして対応すると、そういう手法できております。やはり財政運営を考えましたとき、国の交付金が1年遅れで見込まれると、特に今回の1年遅れなら見込まれるというような段階におきましては、国の交付金はいくらでも使っていきたいと、そのように考えております。

○議長（久留島）建設部長。

○建設課長（久保田）3点目、住民の方への説明については私の方から、4点目は課長の方から説明させます。まず3点目の住民の方への説明でございしますが、昨年5月に住民説明会を行った際にですね、交付金の方がつかないようであれば、事業の方を縮小することもあり得るということを一度住民の皆様にはですね、説明をさせていただいた上で、工事の方をやらせていただいておりますので、それについては一定の理解がいただけると考えております。ただし、また、それについて地元の方からですね、もう一度詳しく説明していただきたいというようなご要望があれば、当然、我々の方はご説明に行ってお説明するのはやぶさかではないという具合に考えております。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）4点目の早期の供用開始でございしますが、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）具体的な事例で、こういう事例ではこうやったとかという話がありますけれども、私が言ってるのはですね、課によって、議会の議決でですね、建設課は必ずやりますと言ってる訳ですよ。一方下水道課はですね、議会の議決した26年度当初予算をですね、必ずやってないという事を言ってる訳です。だから、方針が食い違うということを言ってるんであって、具体的にどういう案件でどうしたこうしたということ言ってるんじゃないんですよ。再答弁求めます。それと、もう一つですね、説明を住民の説明会でやったからと、それで済ませるというて、今、建設部長言いますけれども、説明会にですね、全部の方がその担当地区の方が来られてる訳じゃないんですよ。私もですね、どなたが町に説明に、相談に行かれたかは把握してませんけれどもですね、説明会に行かなくても。やりたいという方はいらっしゃる訳ですから、その方たちも26年度にはですね、全部公共下水道がつながるという前提の予算なってるから、そのつもりでおられるという方がいらっしゃる時にですね、そうやってないと。26年度4月、今

年の4月にですね、町の役場へ行ったらですねよ、やあれは、ね、国から補助金がかんかったから、今年度じゃないから、4月からは接続できませんと、突然言われるというケースなんかがあるから、何件かの方が実際に上下水道課に相談に行かれてるのを把握されてる訳だから、少なくともそういう方に対してはですね、役場の方からきちっと説明すべきではないですかということをお願いしてるんです。第4点目について言いますと、今の交付金の関係ということがある。当然もう最後のおそらく昨年度になるということですね、ちゃんと国の補助金につかないことにはですね、確認した上で、多分予算執行されるということになると、それが確定、国の補助金が確定するのが6月か7月か知りませんが、それからの発注ということになると、おそらく平成27年度末ぐらいになるかと思うんですけども、ね、そうすると、今年度末も、来年の4月も、たいして、3か月か4か月ぐらいの違いぐらいにしかなくてこないんだから、ある意思決定でもってですね、早めに工事やるということにはできないのか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目と最後の点につきましても、財政を預かる身としましては、国の交付金が見込まれるものについて、国の交付金がかかることが確定するまでは、これは着工はいたしかねます。先ほど、午前中に、建設課長が答弁しましたような単独町費でやるものについては、これは議会で予算を認められた段階で、財源的裏づけも当然にある訳でございますから、そういったものにつきましても、できるだけ早い時間、地元調整とかそういうのがつき次第、できるだけ早い時間でやりたいと言いました建設課長の言葉も決して間違いではございません。しかしながら、国の交付金がつくものにつきましても、国の交付金がつくかつかないとわからない段階で着工するというのは、よほどの緊急性がない限りは、もし入ってこない場合には、全部単町でやる形になる訳でございますから、それはそこまで見極めてから着工させていただきたいと思っております。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）2点目は私の方から。先ほど私が申し上げましたのは、5月の説明会で住民の方にご説明させていただいて一定の理解はいただいたと思っておりますが、まだご要望があればですね説明不足な点があれば、私の我々のほか今からちゃんと出向く用意があるという具合に考えておりますので、そちらの方はご理解いただければと思っております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）要望があるかないとかじゃなくてですね、相談した方というのは、上下

水道課というのは何人かいらっしゃるのを把握してる訳でしょ。だからその方については最低ですね、4月からはできませんよと、接続がと、いうことを、ね、役場の方からいうというのが普通の筋じゃないんです。4月から接続を前提でですね、相談された方がいないなら別ですよ。いらっしゃるかいらないか。いらっしゃるんだったらその方に説明する気持ちがあるかないか、もう一度答弁お願いします。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、相談を受けたのは私も報告は聞いております。その場で、その方に説明をして供用開始の時期もその場で説明したというふうには聞いておりますが、また必要に応じて、私が出向いて再度説明は、その方にはしたいと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）5番、住吉です。下岡議員の質問の続きなんですが、執行部の答弁を聞いていて、交付金がもらえるのであれば、1年遅れても待った方がいい。確かに財政面で考えればそのとおりでしょうよ。ただし、住民感情としていかななものか。住民説明会で一応交付金に関しても説明したようですが、住民の皆さんは、もうやってもらえるもんじゃ思うとったかもしれません。そして何よりも町長、1年前の26年度の所信表明、施政方針、そう、施政方針で公共下水道について述べてるんです。三迫二丁目、三丁目地区の整備を進めてまいります。努めますじゃない、まいります、断言してるんですよ。これにより、本町における公共下水道の整備は、おおむね完成となります。目指しますじゃない、努力しますじゃない、やりますと町長おっしゃってるんです。予算執行権者の町長が。見送った工事の単価が1億、2億なら分かります。数千万。単費で充分できた工事です。なぜこれを見送ってしまったのか。交付金がもらえなかったから、それも一理あるでしょう、財政面では。政治の面ではどうなのか、施政方針は町長が新しい年度1年間の方針について町民の皆様にお約束をしている、その施政方針の中においてやりますと断言してるのに見送る。これは果たしていかななものか。じゃ今後施政方針ではそんな軽いものなのか、これは果たしていかななものか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）昨年度ですね、今のご指摘ような26年度の施政方針でいろんなことの政策的な問題を皆さん方に示したことはないと思っております。しかしながら、諸事情の状況、先ほど来聞いておりますと説明会をしても、地域の方がほとんど来てない方もあるし、25名ぐらいの方しか説明会に来ておられません。そしてまた、広報等を

通じて、こういう地域を今から供用開始、工事をやりますということはすぐ説明をしております。そういう点を踏まえてですね、ここにいろんな公共下水道の事業に対しましては、今までほとんど補助金を対象とした仕事をですね、ずっと続けております。今現在、あとわずかになってですね、やっぱり、費用対効果といいますと非常に効率的に悪いというふうな判断を、皆さん見ていただいたら分かりますが、それは住民のサービスにはならないということを我々は十分知っておりますけど、せっかくですね、ここまでできたら、町費を使わずに国の補助を貰ってやる仕事に対してもですね、今までもいろんなことがあります。そして供用開始できる地域においてもたくさんの方がまだつないでもらっていないのが事実。ほとんど何回もお願いに行ってもですね、町内でもつないでない所がたくさんあります。特にアパート関係はですね、公共事業にほとんどつながっていないのが現状でございます。そういうことを踏まえましてですね、やはり今現状維持としまして、今課長がですね、副長がいろいろ答弁したとおり、実情を十分町民に理解いただくような説明は、私、直に行っても説明したい、こういうように考えてますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）町長のおっしゃることも、理解はできるんですよ、説明会しても人数が来なかったであるとか、下水通してもつないでもらえんとか、それまた次の話でしょ。そうじゃない。町長が約束したんですから、施政方針でやります、じゃ、やらさんにやいけんでしょ。億単位の事業じゃない、数千万の話。今の海田町の、十分余裕でできたはずですよ。実際、一般会計に4,000万円も戻していらっしゃるじゃないですか。なぜ町長の意思でこれ再度やらなかったのか。実際、施政方針で町の広報でも、これでほとんど終わりますいうて、載してるんですよ、一部難しい地域を除いて。そこまで断言しておきながら、なぜ最後の最後にこんなけちっちゃってしまってやめてしまったのか。なぜ翌年度に繰り越してしまったのか、町長らしくないんですね、やり方が。やるいうたらやりよった方が、なぜ下水、最後の最後に芋を引いたんか。これが不思議でならんんですよ。今の説明聞いたら、なんか言い訳にしか聞こえない、最後の方が。説明会を開いてもこんだけしか人が来なかったであるとか、下水引いてもなかなか接続をしてもらえんであるとか。そういった問題もあるでしょうが、まず町としてやるという事はちゃんとやらなきゃいけないと思うんですが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）それは私の方から強く進言したからです。国の交付金がもらえるものについては、もらえる時期にやるべきだと。金額の、住吉議員は1,500万というところがいわゆるその規模に比べたら十分単町ではないかとおっしゃいますが、やはり現在の赤字繰り出しもしている下水道の状態というのを考えたときには、国の交付金を最大限に使うべきと。これは例え施政方針で町長がおっしゃられる事業におきましても、国の交付金がこないという場合になりますと、そこの段階だけでいきますと、そこは赤字になると、歳入欠陥が起こっているという段階で、財政規律の方をもって、私が、この事業については、交付金が来ない部分について翌年へ延ばされるべきだと。逆に、このぐらいの金額なら確実に来年度つく。これがまた億ですと次の年、分かりませんが、翌年度つくべきだということで、強く町長に1年延ばしてもらうことを進言したからでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）まず最初に苦言をいうとかんにゃならんが、町長、ね、面整備だから、その地区に50世帯あろうと10世帯しかなかろうと、説明会に1人しかね、お見えにならない。そんなこと聞いとるんじゃない。面整備でやるというたらやっぱりやるべきなんよ。副町長、交付金が来んにゃできんのんじゃ、内示もない予算を組んどる、交付金であれ、負担金であれ、補助金であれ、内示があるはずなんよ。内示のない、見通しのないもの、予算組んどる、いい加減なことじゃ困る。ね。しっかり、まともな答弁をしてくれんにゃあ、いい加減なことじゃ困る。資料の16番のね、6ページ、ここで当初予算は1,500万円組んで、900万円残にしておる。こういうことね、これは、水洗便所の貸し付け、一つには安いんじゃないかと。今なんぼうしとるんか知らんが、以前30万だった。今ウォシュレット一つ買えば16万か20万する。30万円補助金もろうても、よけ、足しにならん。便所の床とウォシュレットを買うたら30万円がなくなる。だから借り手がないんじゃないか、ね。せっかく下水道を整備して接続してもらおういうのに900万円も残すんじゃないか、ね。100万ぐらい補助を、どうせ返してもらうんじゃないか、ね。負担金とかそこらであげるんじゃないんじゃないか、ね。貸付金だから。工事がしやすいように考えたらどうかね。1,500万円組んで900万円残す。でたらめ予算じゃないか、こういうことを言いたい訳よ。1,500万円組んでね、逆の600万円残った言うんならまだ分からんでもないが、900万円残しておる。そりゃ今みたくないかげんな答弁したり、いいかげんな説明したりしとるからじゃろ。繰り返しますが、内示もな

い予算組んでね、交付金が来なかったから工事やらなかった、でたらめの話じゃないですか。そういうことを言うところからこういうなでたらめ予算 1,500 万組んで 900 万残る、ということなのか。で、結論的に言えば、これを 100 万ぐらいに上げるとか何か一考する考えはないかどうか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、貸付金につきましては、現在、汲み取りで 50 万、浄化槽で 40 万を上限にお貸ししているものでございます。これにつきましては、現在のところ上げる予定はございません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）だから、どうか知らんが、予算組んでね、残で残すような予算なら、組みみなさんよ最初から、ね。その、公共下水道いうかその普及のために貸付けをやつとる訳でしょう。今言うたように、ちょっといいようなウオシュレット買えば、30 万するかどうか知らないけども十五、六万は、ざらなんよの。定価でいうともっとするじゃろうけども、これ、実質購入価格がそれぐらいじゃないか思う。だからそれに工事費を入れて、もちろん今度は、いわゆる宅内 1メートル、便所の場所によっては宅内でも 10メートル、20メートル、管の布設に必要なところは、何ぼでもあるじゃろうと思うんよ。今の汲み取りで 50 万でどうとかいう話があったとしてもね、極端な言い方すると、宅内の配管をやっただけで 50 万円がなくなる。そうすると肝心の便器がつけられんということになる。だから 900 万も余るばかなことになってしまいうんだろと思うんよね。だから、今のところその考えはない言うたって、より普及させるためには何か考えんにゃあ、脳がないよ。だからさっき言うたように、嘘の答弁みたいな、交付金がこんにゃあ工事が組めんよ、そんなばかな、素人をだますような答弁してもらっちゃ困るよ。それと同じことで、本気でね、できんにゃできんでしょうがないが、検討ぐらいしたらどうなのか。やる気はありませんいうてそこに座つとるだけじゃ脳がない、どうなのか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、今のところ、あげる予定はございません。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。宗像議員。

○6番（宗像）6番、宗像です。1ページ、2ページのところで、下水道使用料、約 1,000 万円減額されている。これは当初の見込みが甘かったのか、それとも接続件数が思ったより伸びなかったのか。これが今の前田議員の質問に絡んでくるんですが、この 900 万

も含めて、900 万も当初見込んだよりも少なかったのか、それとも接続件数が思うように伸びてないのか、どちらが原因なのかよく分からないんですが、900 万減額するということは、普通であれば 40 件程度のものを減額されてるんじゃない、40 件ぐらい、貸付する予定のものを減額されとるんじゃないかと思うんですが、その 40 件というのは、接続が思うようにできてないのか、それとも、みな自分のお金でやられたのか。これ減額されて歳入も減額されておるということは、接続件数が思うほど伸びてないんじゃないかという気がするんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）まず、接続件数のことですが、昨年度が 250 件新規に接続していただきましたが、今年度はそれを若干上回る見込みで推移をしております。しかしながら、使用料につきましては、企業さん、一番使用料を払っておられる企業さんですね、ちょっと社内的な事情といいますか、製造ラインの見直しをされたことがございまして、1,500 万近く落ちるんじゃないかというふうに、今は見込んでおります。それが全体を押し下げてしまったというようなことで、使用料は減額の見込みでございます。それから、貸付金につきましては、当初予算が 29 件で予算計上しておりました。それに対しまして、決算見込みは 14 件ほどです。この数字は、貸付件数につきましては昨年度よりも随分下回ってきております。先ほど議員ご指摘のような地域性とかもあるのかも分かりませんが、下降傾向にあるということでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6 番（宗像）最後に今の貸付金の話なんですけれども、大体浄化槽の場合に 30 万円、それから、あ、すいません、40 万円、水洗でない場合が 50 万円と言われてますけども、平均的な家の通常の工事の場合、それで十分事足りるかどうか、それについては調査されてるかどうか。今からはもうほとんど終わりますので貸付金もほとんどなくなってくると思いますが、やっぱりその辺、過去何年もこれを増額されてないと思うんですよ。その辺の調査をやりながら、こういうふうな決め方、増額をしないというふうな決められてるんか、その調査を実際にやられてみたんかどうかを、確認します。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、統計についてはちょっと取っておりませんので、平均でどれぐらいというのはちょっとここではご説明ができませんが、浄化槽の 40 万につきましては、満額以下の貸付けが非常に多ゆうございます。それに対しまして汲み取りは、

満額もしくは満額に近い額を貸付けというような傾向がございます。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 14 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 14 号議案については、原案どおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第 14 号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 19、第 15 号議案、平成 26 年海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 15 号議案、平成 26 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）。この補正予算につきましては、療養給付事業費の増額等の予算処置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（尾木）それでは、第 15 号議案、平成 26 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。はじめに、歳入歳出予算の補正につきまして、資料 17 の平成 26 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出からご説明いたします。この度の補正予算では、額の確定や決算見込みによる不用額の整理を行っておりますが、これらの説明は省略させていただきます。それでは、資料 17 の 7 ページ、8 ページをお願いいたします。保険給付費の療養諸費につきましては、これまでの実績による決算見込みにより、一般被保険者、療養給付費につきましては 1 億 6,050 万円の増額、退職被保険者等療養給付費につきましては 5,790 万円の減額、一般被保険者療養費につきましては 100 万円の増額をするものでございます。続きまして、9 ページ、10 ページをお願いいたします。保険給付費の高額療養諸費の退職被保険者等高額療養費につきましては、退職被保険者に係る高額療養費が当初見込みを下回ったため、2,100 万円を減額するものでございます。続きまして、17 ページ、18 ページをお願いいたします。

諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金につきましては、療養給付費等負担金について、過年度分の精算に伴う返還金が生じたため、1,947万6,000円を増額するものでございます。続きまして、歳入予算でございますが、歳入につきましても額の確定や決算見込み、歳出の補正に連動した特定財源の増減がございますが、これらの説明は省略させていただきます。それでは1ページ、2ページをお願いいたします。国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少等により調定額が当初見込みを下回ったため、一般被保険者国民健康保険税が430万円、退職被保険者等国民健康保険税が1,850万円、それぞれ減額するものでございます。続きまして、3ページ、4ページをお願いいたします。繰入金の一般会計繰入金につきましては、保険税の軽減世帯の拡大による保険基盤安定負担金の増により、2,521万1,000円を増額するものでございます。次に、繰入金の基金繰入金につきましては、保険給付費の増等により、収支不足が見込まれるため、2,499万9,000円を増額するものでございます。続きまして、5ページ、6ページをお願いいたします。諸収入の雑入の一般被保険者第三者納付金につきましては、一般被保険者の第三者行為損害賠償金が確定したため、258万2,000円を増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第15号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に9,497万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、31億1,659万3,000円とするものでございます。以上で平成26年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。歳出の方から。一般被保険者療養給付費、今課長がさらっと1億6,000万の増額とおっしゃいましたが、これ、補正前の額の1割増しなんですよね。何か、よほど特殊な事情があったんじゃないかと思うんですが、なぜこんな1割も増えてしまったのか、その説明願います。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（尾木）これにつきましては、高額な医療給付費の増と、あとインフルエンザ等の流行が例年より早く始まったこと等によります医療費の増によるものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。宗像議員。

○6番（宗像）2点、3ページ、4ページで、一般被用保険者延滞金、当初予算200万円

を大幅に 500 万円延滞金を増やしたるんですが、これ滞納が増えたというふうに理解していいんですかね。どの程度それが増えてるのかどうか。

○議長（久留島）収税対策室長。

○収税対策室長（松井）こちらの増額につきましては、滞納されとられた方の差押え等をしているものが、本税が終わって延滞金の方に入り始めたもので、それで増えておるところです。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 15 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 15 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 15 号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

日程第 20、第 16 号議案、平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 16 号議案、平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）。この補正予算につきましては、施設介護サービス給付事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）それでは、第 16 号議案、平成 26 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料 18 の平成 26 年度補正予算説明書によりご説明いたします。それでは、保険事業勘定の歳出予算からご説明いたします。この度の補正予算では、額の確定や決算見込みによる不用額の整理を行っておりますが、これらの説明は省略させていただきます。9 ページ、10 ページをお願いいたします。保険給付費の介護サービス等諸費の、地域密着型介護サービス給付事業 1,000 万円、施設介護サービス給付事業 4,000 万円、居宅介護住宅改修費支給事業 75 万円につきましては、決算見込み額が予算額を下回ったため、それぞれ

減額するものでございます。11、12 ページをお願いします。同じく、介護予防サービス等諸費の介護予防福祉用具購入支給事業 50 万円、介護予防住宅改修費支給事業 50 万円につきましても、決算見込み額が予算額を下回ったため、それぞれ減額するものでございます。13 ページ、14 ページをお願いします。地域支援事業費の介護予防事業費の介護予防 1 次予防対象者施策事業につきましても、介護予防教室の講師の都合により教室が実施できない時期があったことから、講師等謝礼及び消耗品費を 45 万円減額するものでございます。資料 17 ページ、18 ページをお願いします。基金積立金の介護給付費、準備基金積立金の基金管理事業につきましても、歳入歳出の調整により、1,668 万 9,000 円を積み立てるものでございます。続きまして、歳入予算でございますが、歳入予算につきましても、額の確定や決算見込み、細節の補正に連動した特定財源の増減がございますが、これらの説明は省略させていただきます。1 ページ、2 ページをお願いいたします。保険料の介護保険料の第 1 号被保険者保険料の第 1 号被保険者特別徴収保険料 501 万 7,000 円、第 1 号被保険者普通徴収保険料 101 万 8,000 円につきましても、決算見込み額が予算額を上回ったため、増額するものでございます。国庫支出金の国庫補助金の事業費補助金につきましても、介護保険制度改正のため、システム改修に係る補助金について 309 万 3,000 円増額するものでございます。この事業費補助金を除き、支払基金交付金の社会保険診療報酬支払基金交付金から、3 ページ、4 ページの繰入金の一般会計繰入金の地域支援事業繰入金、包括的支援事業任意事業までにつきましても、法定負担金の増減でございます。基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金につきましても、歳入歳出の調整により、33 万 9,000 円減額するものでございます。繰越金でございますが、平成 25 年度からの繰越金について、12 月議会で補正した残額の 995 万 5,000 円を計上するものでございます。5 ページ、6 ページをお願いいたします。雑収入の雑入につきましても、介護予防事業負担金の減額分と平成 25 年度広島県国民健康保険団体連合会決算剰余金の返還金について整理し、2 万 9,000 円減額するものでございます。続きまして、介護サービス事業勘定、歳出予算をご説明いたします。21 ページ、22 ページをお願いいたします。地域支援事業費の介護予防支援職員給与費事業につきましても、職員の育児休暇等により 100 万 8,000 円減額するものでございます。介護予防支援事業につきましても、臨時保健師について雇用できない期間があったため、38 万 6,000 円減額するものでございます。次に、歳入予算についてご説明いたします。19 ページ、20 ページをお願いいたします。介護予防サービス費収入の介護予防ケアマネジメント収入

につきましては、当初見込みよりケアプラン作成件数が多かったため、134万8,000円増額するものでございます。一般会計繰入金のその他一般会計繰入金につきましては、介護サービス、介護予防サービス費収入の増及び職員の育児休業等による人件費減のため、274万2,000円減額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第26号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から3,874万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億30万4,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から139万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,515万4,000円とするものでございます。以上で平成26年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5番（住吉）先ほどの次長の説明で、確か、14ページの一次予防対象者事業だったと思うんですけども、講師の都合でできなくなった、これは正直いかなものかと思いますが、かわりの講師を呼ぶなりなんなりという方法はとれなかったんでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）講師が麻雀教室の先生で、交通事故に遭われて、4月から8月、それから11月、入院等リハビリ等ありまして、教室の参加者の方から、同じ先生でぜひ続けたい、待ちますということでしたので、都合が悪かったです。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）内容につきましては今次長が説明したとおりでございますが、この健康麻雀教室、県内で講師として勤められる先生はこの先生しかいないということで、かわりの先生を呼べないという事情がございましたので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。質疑なしと認めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第16号議案について採決を行います。お諮りいたします。第16号議案については、原案のとおり決す

るにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって第16号議案は、原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第21、第17号議案、平成26年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第17号議案、平成26年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。この補正予算につきましては、保険料等納付事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 福祉保健部次長。

○福祉保健部次長(湯木) はい。それでは、第17号議案、平成26年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料19の平成26年度補正予算説明書により、歳出予算からご説明いたします。3ページ、4ページをお願いいたします。総務費の徴収費の保険料徴収事業につきましては、保険料に係る各種通知書の発送数が見込みより少なく、発送回数も見直したため、30万円減額するものでございます。5ページ、6ページをお願いいたします。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等納付事業につきましては、広域連合に納付する額が確定したため、54万5,000円減額するものでございます。続きまして歳入予算をご説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。後期高齢者医療保険料の普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、収納額が見込みを上回るため、63万8,000円増額するものでございます。繰入金的一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、通信運搬費の減額により30万円減額するものでございます。同じく、繰入金の保険基盤安定繰入金につきましては、広域連合に納付する額が確定したため、118万3,000円減額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第17号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から84万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億1,227万円とするものでございます。以上で、平成26年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

○議長(久留島) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑あれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第17号議案について採決を行います。お諮りいたします。第17号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第17号議案は、原案のとおりこれを決します。暫時休憩。再開は3時30分。

~~~~~○~~~~~

午後3時19分 休憩

午後3時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第22、施政方針について町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長(山岡) 平成27年度、町長施政方針を申し上げます。本議会に提案しております平成27年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解を得たいと存じます。平成23年度にスタートいたしました第4次海田町総合計画も5年目を迎え、平成27年度においては、社会状況の変化や計画の進捗状況に対応するため、後期基本計画を策定するとともに、引き続き、「ひと輝く・四季彩のまち かいだ」の実現に向け、住民福祉の向上と、町の発展に取り組んでまいりたいと考えております。次に、本町を取り巻く諸情勢について申し上げます。まず、経済情勢でございますが、雇用や所得が引き続き改善しており、緩やかな景気の回復が期待されています。しかしながら、消費税率引上げに伴う物価の上昇などにより、個人消費に弱さがみられることや、海外の景気の動向に影響を受ける不安も指摘されています。次に、国においては、急速な少子高齢化の進展に対応し、地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことが喫緊の課題となっています。このため、ひと・まち・しごと創生法が制定され、国と地方が一体となって、地域住民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いあ

る豊かな生活を安心して営むことができるよう地域社会の形成を図ることとされています。これにより、平成 27 年度の地方財政については、地方交付税の総額が前年度を下回るものの、ひと・まち・しごと創生のための財源の上乗せや地方税の増収等により、一般財源総額については、前年度と同じ水準が確保されています。続いて、広島市東部地区連続立体交差事業の見直しについてでございますが、昨年 12 月に、県から事業の内容を再検討するとの方針が示されました。今後、具体的な案が示された段階で町の発展に資するものかどうかを見極めてまいりたいと考えております。次に、本町の財政状況についてでございます。歳入の根幹である町税については、評価替えによる固定資産税の減が見込まれるものの、個人町民税、法人町民税ともに増が見込まれるとともに、地方消費税交付金の増を見込んでおります。一方、歳出においては、退職者の状況から、人件費の減を見込むとともに、償還の終了などにより、地方債元利償還金の減を見込んでおります。また、学校を耐震補強するための費用や老朽化した公共施設の補修費、社会保障・税番号制度に対応するための予算のほか、町民の安全・安心や小中学校の安全・安心を確保するための予算を計上しております。こうした中で、予算の編成に当たりましては、事務事業評価を反映するとともに、一般行政経費のゼロシーリングの実施や、事務事業の見直しを行いました。また、国の経済対策を活用して事業を実施するため、一部の事業を平成 26 年度予算に前倒しして計上し、限られた財源の中で、第 4 次海田町総合計画に掲げられた各種施策の推進に努めました。なお、歳入歳出の見込みで、財源不足が生じたので、財政調整基金の取り崩しにより、不足分を補い、予算を編成いたしました。次に、行財政運営につきましては、これまでの財政健全化の取り組みにより、人件費の抑制や、町債残高の縮減など、一定の成果をあげてきております。引き続き、身の丈にあった簡素で効率的な行財政運営に努めてまいります。それでは、主な事業につきまして、総合計画に示された施策の方向に沿ってご説明いたします。

第 1 点目は、「子どもがいきいきと育つまちをつくろう」でございます。平成 27 年度から、子ども・子育て支援法に基づき「海田町子ども・子育て支援事業計画」がスタートします。基本理念として「親と子と地域が輝くまちづくり～笑顔あふれる すこやか子育て応援プラン～」を設定し、誰もが笑顔になり、健やかな子どもを育むため、各関係部署が連携し、計画を推進してまいります。「子育てしやすい環境の整備」につきましては、全ての子育て家庭において、子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て支援サービスの充実に向けた取り組みを行ってまいります。保育サービスの充実

につきましては、老朽化している畝保育所、幸保育所、西浜保育所の再整備を、民間事業者により新たに設置・運営する私立保育所として、進めてまいります。平成 29 年 4 月開所に向け、公募による事業者の選定を行います。再整備の間は、安全面に充分配慮いたします。その他、保育所での延長保育、一時保育、休日保育を行い、多様な保育ニーズに対応するとともに、保育コーディネーターの配置や、未就園児に対する園庭開放、保育所入所園児の感染症情報の集約を引き続き行ってまいります。家庭における子育ての支援につきましては、引き続き、ひまわりプラザ、海田児童館、町民センターの 3 か所の子育て支援センターを中心に子育て相談・親子教室、講演会などを行い、親子で気軽に集うことができる場を提供してまいります。また、次代を担う子どもたちの健全な育成を願い、親子でふれあい、家族の絆を深めるためのイベント「福祉保健まつり」の開催や子育て支援パスポート事業などを行ってまいります。地域住民の協力による子育て支援につきましては、会員同士により子育て援助を行うファミリーサポートセンターの実施や、海田町シルバー人材センターの託児事業の支援を行ってまいります。次に、子育て世帯の経済的な負担の軽減につきましては、就学前までの医療費の助成及び中学生までの入院医療費助成、未熟児の入院に係る医療費の支給を実施してまいります。その他、子どもを対象とした各種手当の支給や、2 人以上同時に保育所等に入所した場合の保育料の軽減などを引き続き行ってまいります。「子どもが健やかに育つ環境の整備」につきましては、子どもたちが、自主性・自立性を育みながら、健やかに育っていけるよう、子どもの遊び場や居場所づくりに取り組んでまいります。児童クラブにつきましては、平成 27 年度から対象児童を 6 年生までに拡大することに加え、受け入れ児童が増加する海田東小学校区について、新たに海田東第 2 児童クラブを開設し、放課後等の生活の場を確保してまいります。放課後や学校の休日等に実施しております放課後子供教室につきましては、新たな取り組みとして学習支援教室「学びの広場」を開設いたします。また、児童館や児童クラブと連携して魅力あるさまざまな体験活動の場、地域の大人との交流の場としてさらに充実を図ってまいります。特に配慮が必要な子どもや家庭につきましては、子育て支援ネットワークを活用し、児童虐待の早期発見や虐待事案が生じた場合の児童の安全確認などを行ってまいります。発達障がいなど障がいを持つ児童に対しても、それぞれの障がいの状況に応じて適切に対応してまいります。ひとり親家庭に対しては、母子自立支援員による生活や就労の相談や指導を行うとともに、経済的な支援を行ってまいります。「学校教育の充実」につきましては、「夢を持ち、夢を語

ることのできる」児童生徒の育成を目標に掲げ、町内小中6校の教職員が協働して海田町の児童生徒を育てるという視点に立って、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むとともに、地域に開かれた信頼と特色のある学校づくりや教育環境の整備・充実に取り組んでまいります。「確かな学力」の育成につきましては、国や県の事業を活用し、新たに「児童生徒が主体的に学ぶ」授業づくりに取り組むとともに、グローバル人材育成事業として取り組んできた語学力の育成に加え、海田町の発信を含めた、異文化を持つ人とのコミュニケーション力を育成する取組みを進めてまいります。また、各校に数台のタブレットを配置し、これからの情報社会に対応できる授業づくりを研究・開発してまいります。さらに、各校の理科教育設備の整備を計画的に推進し、理科教育の充実・改善を図ってまいります。「豊かな心」の育成につきましては、児童生徒の自尊感情や社会参画意識の向上を目的として海田西中学校区を中心に取り組んでまいりました「あいさつ運動」や「クリーンキャンペーン」等の体験活動を海田中学校区にも拡充するとともに、海田西中学校区の地域まるごと宣言「あいさつ ふれあい 夢いっぱい 海田町」を町全体の取組みとして推進してまいります。「健やかな体」の育成につきましては、児童生徒の体力づくりや食育・健康教育の充実を図るとともに、町内地域人材を活用して児童生徒の陸上競技等の競技力の向上を目指してまいります。子どもの安全・安心の確保につきましては、各小中学校の校門や侵入の危険のある箇所に防犯カメラを設置し、児童生徒の安全確保を図るとともに、引き続き、緊急情報等メール配信サービスを活用した情報発信及び学校安全ボランティア活動、さらに小学校新入生に対して防犯ブザーの配布を推進してまいります。教育環境の整備につきましては、海田中学校北・中校舎及び武道館、海田南小学校体育館の耐震補強工事を実施してまいります。

「心豊かでたくましい青少年の育成」につきましては、青少年育成海田町民会議の活動を支援するとともに、連携を図り、青少年を対象としたリーダー研修を実施するなど、将来地域で活躍していただけるような、次代を担う人材の育成に取り組んでまいります。青少年がいきいきと活動できる環境づくりにつきましては、公民館で既に実施しております、ジュニアサマースクールなどに加え、新たに青少年を対象とした講座を開設し、学校以外の身近な場所で学ぶことのできる機会を提供してまいります。読書活動の推進につきましては、新たに親子絵本講座を開設し、読書への興味を持たせることで、さらに図書館の利用促進や行事への参加につなげていけるよう、取り組んでまいります。また、図書館の本を衛生面で安心して利用していただけるように、環境整備を進めてまい

ります。

第2点目は、「だれもが尊重され活躍するまちをつくろう」でございます。「生涯学習の推進」につきましては、住民が生涯にわたって主体的に学んでいけるよう、学習ニーズに対応しながら、住民の活動を支援してまいります。公民館では家庭教育支援事業の継続実施、55歳以上のプラチナエイジ対象講座の開設など、生涯学習施設への来館が少ない世代の方を対象とした講座等を充実させてまいります。また、「いつでも、どこでも、だれでも」生涯にわたり学習できるよう、多種多彩な学習機会を提供し、さらに、学んだことを地域に還元できるよう環境の整備に努めてまいります。また、生涯学習関連施設の整備につきましては、老朽化しております海田公民館の建て替えに向け、基本設計を行ってまいります。なお、図書館につきましては開館30周年、ふるさと館につきましては開館20周年を迎えることから、記念事業を開催いたします。「地域文化の継承と創造」につきましては、一流の演奏者による音楽や優れた芸術文化にふれる機会を提供するとともに、地域文化の振興を図るため、様々な支援を行ってまいります。また、ふるさと館常設展示室の改修を行い、郷土の歴史・文化について、より一層理解を深めていただけるよう、内容の充実に努めてまいります。「スポーツのまち・海田づくり」につきましては、住民が生涯にわたって継続的にスポーツに親しみ、楽しむことができる機会の提供に努めてまいります。また、住民の自主的なスポーツ活動を推進するため、学校開放事業を行うとともに、住民の多様なニーズに対応するため、毎月第3日曜日の「家庭の日」において、「学校施設ふれあい事業」を継続してまいります。スポーツ団体の育成では、技術の向上や地域コミュニティの活性化が図れるよう、引き続き、支援を行ってまいります。「人権尊重と人間性豊かな人づくり」につきましては、「海田町人権教育・人権啓発指針」に基づき、花の栽培を通して命の大切さを考える人権の花運動、啓発映画の上映、講演会などを行い、人権を守り、大切にしていける明るく住み良いまちづくりに取り組んでまいります。「男女共同参画社会の形成」につきましては、「海田町男女共同参画基本計画」に基づき、性別に関係なく、互いの人権が尊重される社会の実現を目指し、理解と関心を深めるよう広報・啓発に努めるとともに、町の各種審議会等の委員への女性の登用にも努めてまいります。また、「配偶者暴力相談窓口」を設置し、関係機関と連携をとり、被害者の支援に取り組んでまいります。「多文化共生社会の形成」につきましては、国際性豊かな人材を育成する海田町国際交流協会の活動を支援するとともに、町の特色を生かした多文化共生社会を形成していくため住民意識の啓発や

交流の促進を図り、外国人が安心して快適に過ごせる環境づくりに努めてまいります。

第3点目は、「健康で人にやさしい安心のまちをつくろう」でございます。「健康づくりの推進」につきましては「第2次健康かいた21」に基づき、健康寿命を延ばすための健康づくり事業を推進し、住民の健康の保持・増進を図ってまいります。母子保健の充実につきましては、妊娠期から支援を開始し、生後4か月までの赤ちゃんへの全戸訪問、出産や育児に関する相談などを行い、母親の育児不安の軽減や虐待の未然防止に努めてまいります。また、幼児の発達支援事業の充実を図るとともに、就学前アンケートにより支援が必要な子どもに対して、就学に向け適切な対応ができるよう取り組んでまいります。過酷な勤務環境にある産科医師に対する支援や、不妊症及び不育症の治療費助成を引き続き行ってまいります。生活習慣病予防対策の充実につきましては、健康づくりサポーターを養成し、地域全体で健康への関心を高めていけるような体制を整えるとともに、糖尿病予防教室、水中健康教室、健診結果説明会などを通して、適切な生活習慣を身につけることができるよう支援してまいります。ウォーキング大会につきましては、引き続き、安芸区と合同で開催し、地域を盛りあげていくイベントとして、さらに充実を図ってまいります。また、「福祉保健まつり」の中で「健康・食育フェア」を実施し、住民の健康増進や食育の普及啓発に取り組んでまいります。がん検診につきましては、特定の年齢の方に大腸がん、子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン券を配布して、がん検診に対する意識を高めるとともに、受診率の向上を目指してまいります。予防接種事業につきましては、定期予防接種を適正に実施するとともに、町が独自助成しているおたふくかぜワクチン、風しんワクチンなどの接種費用の助成を行い、感染症の予防対策に取り組んでまいります。心の健康づくりの推進につきましては、支援が必要な方への医師による個別相談を実施するとともに、自殺予防の啓発などに取り組んでまいります。歯科保健の充実につきましては、幼児期における歯科健診を実施するとともに、妊婦歯科健診や節目年齢の方への歯周疾患検診を実施し、生涯を通じた歯の健康づくりを推進してまいります。食育の推進につきましては、「海田町食育推進計画」に基づき、学校、家庭、地域等と連携した食育の普及啓発に取り組んでまいります。「豊かな高齢社会の形成」につきましては、新たに策定した「海田町高齢者福祉計画」に基づき、高齢者の方々が元気で自立した生活を送れるよう、生きがいづくりや社会参加の促進、日常生活の支援を行ってまいります。地域における高齢者への支援につきましては、相談支援体制の充実に努め、地域ケア会議などを活用して地域包括支援センターや民生委員児

童委員、海田町社会福祉協議会など地域の関係機関が連携して高齢者の課題解決に取り組んでまいります。引き続き、自治会が実施する高齢者の居場所づくりの支援を行うとともに、福祉センターやシルバープラザなどを活用して高齢者の学びや交流の場の確保を図ってまいります。また、高齢者の生きがいくつくりと社会参加を促進するため、シルバー人材センターや老人クラブに対して支援を行い、高齢者の労働能力の活用や地域活動の参加を進め、高齢者の福祉の増進に取り組んでまいります。「障がい者福祉の推進」につきましては、「海田町障がい者基本計画」に基づき、障がいの有無にかかわらず、全ての人が尊重し合い、支え合う、やすらぎのある地域社会の実現を目指して、総合的な支援に取り組んでまいります。相談支援体制の整備につきましては、新たに海田町社会福祉協議会へ相談事業を委託することにより、相談支援体制の充実を図ってまいります。また、施設等に通所する障がい者に対して交通費を助成することにより、利用者の経済的な負担を軽減し、通所の促進を図ってまいります。その他、引き続き、障がい者の生活を支援するため、福祉サービスの提供や各種手当の支給、医療費の助成に取り組んでまいります。「地域福祉の推進と総合的なサービスの提供」につきましては、「海田町地域福祉計画」に基づき、総合的な福祉サービスを、行政のみならず住民などとの協働により提供し、だれもが安心して充実した地域福祉づくりに取り組んでまいります。協働で支えあう地域福祉づくりにつきましては、地域に密着して活動されている、海田町社会福祉協議会や民生委員児童委員と連携するとともに、その活動の支援を行ってまいります。生活保護への対応につきましては、生活困窮者の不安解消や生活支援を図るとともに、必要に応じて就労の支援を行い、自立に向けた支援を行ってまいります。さらに、平成 27 年度からの生活困窮者自立支援法の施行に伴い、住居確保給付金の支給を行うとともに、自立支援相談事業の実施など生活困窮者に対してさらなる支援を行ってまいります。「交通安全対策の推進」につきましては、本町で発生する交通事故の抑止のため、海田警察署と連携を図るとともに、引き続き、海田町交通安全協会を支援しながら、交通安全についての意識啓発を行ってまいります。また、カーブミラーの拡充や交差点のカラー化など、交通安全施設の整備に努めてまいります。「防犯対策の推進」につきましては、多様化する犯罪の未然防止と事件の早期解決を図ることにより、安心して暮らせる町づくりを推進するため、新たに、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、通学路や主要交差点など町内各所へ防犯カメラを設置して犯罪発生の抑止を図るとともに、引き続き、防犯パトロールを実施してまいります。また、還付金

詐欺等の対策につきましては、海田警察署と連携を図り、防災行政無線等を通して、適宜、注意喚起を行ってまいります。あわせて、防犯意識の普及・啓発のため、引き続き海田町防犯組合連合会等の取り組みを支援してまいります。「消費者行政の推進」につきましては、架空請求や送りつけ商法など、多様化する消費生活トラブルを未然に防止するため、引き続き専門の相談員による相談窓口を開設し、住民の相談に対応してまいります。また、県生活センターと連携し、常に新しい情報を広報等で周知するとともに、出前講座による積極的な啓発活動に努めてまいります。

第4点目は、「環境にやさしく快適なまちをつくろう」でございます。「地球温暖化対策の推進」につきましては、公共施設への「みどりのカーテン」設置を引き続き実施してまいります。あわせて、海田町地球温暖化対策地域協議会に対し、省エネルギー対策を通して、地域ぐるみの活動となるよう積極的に支援してまいります。また、自然エネルギーの利用による二酸化炭素の排出を抑制するとともに、災害時等での電力を確保するため、新たに福祉センターへ太陽光発電設備及び蓄電池設備を整備いたします。「環境保全と循環型社会の形成」につきましては、快適な都市環境と住民の健康で文化的な生活を確保するため、住民や事業者、関係団体等と連携しながら、ごみの減量化、再利用化、再資源化などの3R運動を推進してまいります。また、ごみ問題や環境問題への取り組み等、住民意識の向上にむけ、引き続き広報等による啓発を行い、循環型社会の実現に努めてまいります。環境センター焼却施設の跡地につきましては、跡地利用構想に基づいた今後の施設整備を踏まえ、まずは借地部分の取得に取り組んでまいります。

「住宅・住環境の整備」につきましては、快適で暮らしやすい生活環境を維持・増進させるため、「町営住宅長寿命化計画」に取り組んでおりますが、平成27年度は、西浜住宅の屋上防水や外壁改修等の詳細設計を行ってまいります。その他、西浜住宅及び第2蟹原住宅に駐輪場を整備してまいります。また、近年、顕在化してきております空き家問題につきましては、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、町内の実態を把握するための調査を行ってまいります。私道整備補助事業につきましては、生活環境の向上と交通安全を確保するため、一定の要件を満たす私道について、整備費用の一部を補助してまいります。「公園緑地の整備」につきましては、住民に親しまれ、利用される公園緑地を確保していくため、計画的な公園緑地の整備に取り組んでまいります。海田総合公園につきましては、今年度、決定した指定管理者に平成27年度から平成31年度までの5年間、引き続き施設の管理を委託することとしております。また、

施設整備につきましては、大型複合遊具の改修や、野球場にスコアボードの設置を行ってまいります。「自然と文化が息づくうおいのある環境づくり」につきましては、貴重な自然や文化財を守り、自然と歴史文化に親しむまちづくりに取り組んでまいります。自然環境の保全と活用につきましては、引き続き、「ひろしまの森づくり事業交付金」を活用し、日ノ浦山遊歩道のベンチ新設や頂上案内板等の改修を行ってまいります。文化財等の保存と活用につきましては、旧千葉家住宅を適切に維持・管理するとともに、一般公開などを継続し、地域の文化財について、より関心をもっていただく機会を提供してまいります。

第5点目は、「都市基盤を整え生かすまちをつくろう」でございます。「拠点づくりと計画的な土地利用の推進」につきましては、自然と都市空間が調和した都市構造の形成のため、地域拠点の整備や緑地の保全に取り組んでまいります。海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、建物等の移転を進めるほか、引き続き、中店窪町線の整備を行ってまいります。また、海田市駅南口地区 地区計画事業につきましては、道路整備のための物件調査を実施してまいります。農地の保全につきましては、イノシシ等による農作物被害の増加に対応するため、引き続き、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、駆除活動などに対する支援を行ってまいります。また、農地に関する情報を管理するため、農地台帳システムを平成27年度から運用してまいります。「災害に強いまちづくりの推進」につきましては、「海田町地域防災計画」に基づき、避難施設の拡充のほか、食糧等の備蓄、防災資機材を計画的に整備し、防災体制の強化を図ってまいります。また、住民に対する防災意識の高揚につきましては、地域の実情に沿った実践的な防災訓練を実施するとともに、出前講座などを通して「自助」、「共助」の重要性について啓発してまいります。防災情報伝達体制の充実につきましては、全国瞬時警報システムによる緊急情報や防災行政無線に加え、エリアメールの運用による災害情報の確実な伝達に努めてまいります。また、防災行政ラジオの有償配布も、引き続き行ってまいります。災害時に援護を必要とされる方々につきましては、地域で助け合える災害時要援護者支援体制の整備に努めてまいります。常備消防につきましては、広島市消防局との連携を図りながら、火災、災害対応力の充実強化を進めてまいります。非常備消防につきましては、水防活動などで資機材の運搬に使用する普通輸送車を整備するとともに、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、装備品や資機材の充実を図ってまいります。災害に強いまちづくりににつきましては、引き続き、定期的に水路浚渫

を行い、道路冠水や生活環境の改善を図るほか、林道や急傾斜地の適正な管理に努めてまいります。住宅の耐震化につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の一部を助成し、住宅の耐震化を促進してまいります。「交通網の整備」につきましては、住民生活と都市活動を支える交通網の整備に取り組んでまいります。都市計画道路の整備につきましては、引き続き中店小学校線、新開蟹原線の用地買収を進めてまいります。生活道路の整備につきましては、畝二丁目地内の町道2号線歩道改修事業の工事を引き続き行い、町道2号線瀬野川西踏切整備事業につきましては、物件の移転を進めてまいります。次に、町道6号線バイパス整備事業につきましては、物件調査や用地の取得を行ってまいります。また、町道6号線2工区整備事業につきましては、用地取得のほか、工事を実施してまいります。続きまして、三迫二丁目地内の（仮称）町道143号線道路改良事業につきましては、橋りょう詳細設計を実施してまいります。また、三迫三丁目地内の町道313号線整備事業につきましては、引き続き工事を進めてまいります。道路の修繕につきましては、石原地内の町道2号線、南幸町地内の町道7号線、砂走地内の町道70号線、国信二丁目地内の町道86号線、南本町地内の町道229号線、南堀川町地内の町道252号線、曙町地内ほかの町道314号線などの修繕工事を実施してまいります。橋りょうの維持管理につきましては、引き続き、町内橋りょうの点検や長寿命化計画の見直しを実施してまいります。また、橋りょう点検結果に基づき、堀川1号橋の撤去、ひまわり大橋の修繕等を行ってまいります。次に、町内循環コミュニティバスにつきましては、引き続き広報紙などによる普及啓発に努め、町内転入時にバス時刻表を配布するなど、利用者の増加を図りながら、運行を継続してまいります。

第6点目は、「産業と働く人が元気なまちをつくろう」でございます。「雇用の場の確保」につきましては、関係機関と連携して継続的な情報提供を行い、雇用の安定化に努めてまいります。「工業・商業の振興」につきましては、町内商工業者の相談窓口である広島安芸商工会を支援し、緊密に連携しながら、商工業者の育成と経営安定・向上に努めてまいります。また、引き続き金融機関に中小企業への融資用資金を預託することで、中小企業の経営に必要な資金供給の円滑化に取り組んでまいります。更に、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、広島安芸商工会が発行する町内限定で使用できる商品券に係るプレミアム部分及びその他の経費について補助することで、地域消費の拡大、地域経済の活性化を推進してまいります。

第7点目は、「参加と連携でまちづくりの推進力をつくろう」でございます。「地域活

動と協働のまちづくりの推進」につきましては、必要な研修の実施や情報の提供などを行い、さまざまな団体が主体性と自主性を持ち、対等な立場でそれぞれの特性を活かし連携するまちづくりの推進を図ります。自治会活動への支援につきましては、海田町自治会連合会の支援や研修を実施し、自治会長や自治会役員をサポートすることにより、地域づくりの基礎となる自治会活動の促進につなげてまいります。広報広聴活動につきましては、分かりやすい広報紙づくりに努めるとともに、誰もが見やすく、利用しやすいホームページとするためのリニューアルを行い、迅速で適切な情報提供に努めてまいります。また、町長のぶらり訪問やタウンミーティングの実施を通して、住民の皆様の声を町政に活かしてまいります。「交流と定住・居住の促進」につきましては、地方版総合戦略の基礎とするため、結婚、出産、子育て、移住に関する意識、希望などについてのアンケート調査を実施し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する地方人口ビジョンを策定してまいります。「地方分権に対応した基礎自治体としての基盤整備と広域的な連携」につきましては、広島市を中心とした連携中枢都市圏の形成に向けた協議を進め、広島市に隣接するまちという強みを活かした地域間連携を推進してまいります。また、国の要請に基づき、公共施設などの全体像を把握し、長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設などの総量適正化の実現を目指す上での公共施設全体の基本方針となる「公共施設等総合管理計画」を策定してまいります。庁舎窓口の見直しにつきましては、地域包括支援センターを長寿保険課の横に移動することにより、窓口の一本化による利便性の向上や、事務執行の効率化を図ってまいります。職員の研修体制につきましては、職員が主体的、意欲的に自ら選択した政策課題や、社会情勢その他の多様なニーズを把握し解決していく体制を推進するため、新たに各部の抱える課題に柔軟に対応できるよう各部へ先進地視察や各種研修のための旅費の枠配分を設け、職員の能力向上と意識改革を図ってまいります。庁舎管理につきましては、平成27年度から機械警備に加え、シルバー人材センターの委託業務から、より専門性の高い民間警備会社による委託業務に切り替えて、適切かつ効率的な庁舎管理に努めてまいります。町税などの収納対策につきましては、電話や文書による催告のほか、納税相談、臨戸訪問を実施するとともに、必要に応じ資産調査などを行い、個々の状況に応じた滞納整理を進めてまいります。納付方法につきましては、口座未登録者に対して文書による口座振替納付の勧奨を行うとともに、引き続きコンビニ納付を実施し、納税者の利便性と収納率の向

上に努めてまいります。また、広島法務局と連携し、固定資産に係る台帳上での「耕地番」・「山地番」の重複地番の解消を図ってまいります。社会保障・税番号制度につきましては、円滑な導入のため引き続きシステム改修を行うとともに、平成 27 年 10 月には全町民に個人番号を通知するなど、平成 28 年 1 月からの運用開始に向けて作業を進めてまいります。また、引き続き、海田東公民館での証明書の発行や、毎月第 2 土曜日の役場住民課の窓口の開設を行うなど、今後とも、より一層の行政サービスの充実に努めてまいります。第 8 点目は、「特別会計」でございます。「公共下水道事業特別会計」につきましては、雨水施設及び汚水施設の整備を引き続き進めてまいります。雨水施設につきましては、曾田・国信一丁目・寺迫二丁目地区の浸水解消を図るため、竹貞第 1 ポンプ場流入渠・調整池の整備を引き続き行います。汚水施設につきましては、海田東第 1 処理分区の三迫三丁目地区の幹線と面整備を進めてまいります。また、未整備地区で残っておりました中店地区は、JR 横断部の設計委託に着手するなど、未普及地区解消に努めてまいります。これにより整備面積は、約 467 ヘクタール、処理人口は、約 2 万 8,430 人となり、全体面積の 76.3 パーセントが整備され、人口普及率は 98.2 パーセントになる予定でございます。「国民健康保険特別会計」につきましては、医療費の増加などを要因として財源の不足が見込まれるため、収支不足補てん分の一般会計繰入金を計上することといたしました。国民健康保険税収の確保につきましては、電話や文書による催告のほか、納税相談、臨戸訪問、資産調査などを行い、個々の状況に応じた滞納整理を進めてまいります。また、コンビニ納付による納税者の利便性の確保と、口座振替未登録者に対する文書による口座振替納付の勧奨により、収納率の向上に努めてまいります。保健事業の実施につきましては、医療・健診データを分析し、被保険者の健康課題に効果的に取り組むため、「データヘルス計画」を策定してまいります。また、医療費の適正化を推進するため、引き続き保健師による頻回受診者等への訪問指導やジェネリック医薬品の利用促進に努めてまいります。次に、住民の健康の保持・増進を図るため、生活習慣病対策として、特定健康診査の受診率向上や保健指導の効果的な実施に努め、また栄養指導や運動教室などの「健康づくり事業」も引き続き実施してまいります。「介護保険特別会計」につきましては、新たに策定いたしました「海田町第 6 期介護保険事業計画」に基づき、高齢者の皆様が、介護が必要な状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを継続できるように、地域包括ケアシステムの構築を目指して、新しい地域支援事業を推進してまいります。平成 27 年度は「在宅医療・介護サービス

マップ」を作成し、医療や介護サービス資源の周知を行うとともに、地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」及び「生活支援コーディネーター」を配置し、認知症予防対策事業の実施や生活支援のための協議を行い、地域ニーズの把握に努めてまいります。訪問による介護相談事業や、見守りネットワーク事業を推進し、高齢者の集いの場の確保など地域における支援体制の充実を図ってまいります。また、平成29年度開設予定の民間による地域密着型介護老人福祉施設の建設につきましては、公募による事業者の選定を行ってまいります。引き続き、要介護認定の適正化やケアプラン点検、住宅改修の事前訪問などを実施し、介護給付の適正化を図るとともに、新たな第6期介護保険料について、高齢者の皆様に理解とご協力をいただきながら、介護保険料の賦課徴収事務を適切に実施し、健全な保険財政の運営に努めてまいります。「後期高齢者医療特別会計」につきましては、運営主体である広島県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の皆様が安心して医療を受けることができるよう、円滑な制度の運営に努めるとともに、後期高齢者医療保険料の徴収事務を適切に行ってまいります。「水道事業会計」につきましては、安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道施設の更新や長寿命化を図るとともに、災害対策の推進に努めてまいります。水道管につきましては、更新時期を迎えた配水管を、順次耐震管に更新してまいります。石原配水池につきましては、2か年の耐震改修工事が完了いたしました。また、他の水道施設につきましては、東増圧ポンプの機械設備を更新するなど、計画的に更新を行ってまいります。ペットボトルの「海田の水」につきましては、誰でも購入できるよう町内で販売しておりますが、引き続き、海田町の水道水のおいしさをPRしてまいります。

以上、それぞれの会計における、その概要をご説明申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進するために、職員を督励し、効率的な行財政運営に努め、町政発展に邁進する所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（久留島）以上で、施政方針演説を終わります。本日の議事日程は、終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会とすることと決めます。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦

皆さままでございました。

午後 4 時 1 8 分 延会